

平成26年6月第30回互理町議会定例会会議録（第2号）

○ 平成26年6月21日第30回互理町議会定例会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番	鈴木洋子	2 番	高野孝一
3 番	熊田芳子	4 番	小野一雄
5 番	佐藤正司	6 番	安藤美重子
7 番	百井いと子	8 番	渡邊重益
9 番	鈴木邦昭	10 番	渡邊健一
11 番	四宮規彦	12 番	高野進
13 番	熊澤勇	14 番	佐藤アヤ
15 番	高橋晃	16 番	鞠子幸則
17 番	佐藤實	18 番	安細隆之

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 貞	総 務 課 長	佐 藤 浄
企 画 財 政	吉 田 充 彦	用 地 対 策	佐 藤 雅 徳
課 長		課 長	
税 務 課 長	佐 藤 邦 彦	町 民 生 活	牛 坂 昌 浩
		課 長	
福 祉 課 長	阿 部 清 茂	被 災 者 支 援	西 山 茂 男
		課 長	
健 康 推 進	佐々木 利 久	農 林 水 産	齋 藤 幸 夫
課 長		課 長	
商工観光課長		都 市 建 設	佐々木 人見
兼わたり温泉	酒 井 庄 市	課 長	
鳥の海所長			
都 市 建 設 課	市 川 仁	復 興 ま ち づ くり	千 葉 英 樹
専 門 官		課 長	
上 下 水 道	川 村 裕 幸	会 計 管 理 者	鈴 木 久 子
課 長		兼 会 計 課 長	
教 育 長	岩 城 敏 夫	学 務 課 長	鈴 木 邦 彦
生 涯 学 習	熊 澤 一 弘	農 業 委 員 会	菊 地 和 彦
課 長		事 務 局 長	
選 挙 管 理 委 員 会	佐 藤 浄	代 表 監 査	齋 藤 功
書 記 長		委 員	

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	丸 子 司	庶 務 班 長	丸 子 城
主 事	櫻 井 直 規		

議事日程第2号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前9時00分 開議

議長（安細隆之君） 会議が始まる前に、議員各位並びに傍聴される皆様にご連絡をいたします。

本日の会議は、FMあおぞらから本会議中の録音の申し入れを受け、これを許可しておりますのでご了承願います。

これより本日の会議を開きます。

まず、クールビズでありますので、暑い方は上着を外すことを許可いたします。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（安細隆之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、14番 佐藤アヤ議員、15番 高橋 晃議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（安細隆之君） 日程第2、一般質問を行います。

通告者は、お手元に配付してあるとおりであります。

順次発言を許します。

9番。鈴木邦昭議員、登壇。

〔9番 鈴木邦昭君 登壇〕

9番（鈴木邦昭君） 9番、鈴木邦昭です。

質問の前に、まずこのたびの互理町長選においては齋藤 貞町長、当選まことに

おめでとうございます。こころからお喜び申し上げます。また、亶理町の復旧復興に向け、そして発展のため、今後ますますご活躍されますよう、そして私も微力ながら応援させていただきます。

また、町政に対しては追及するべきところは厳しく追及してまいりたいと思っております。

それでは、質問に入ります。

今回は、防災減災対策の1項目のみ。しかし、その中で4問伺います。

それでは、初めに1問目に入ります。

今まで、私は本町に対する復旧復興とか防災減災対策に対しての追及をしてまいりました。今回は防災減災対策について本町に在住する災害時要援護者と位置づけられた外国人に対しての防災対策について質問いたします。

本町にも、外国人が在住しております。東日本大震災のような大きな地震、津波、こういったものに遭遇し、亶理町民の方はもちろんですけれども、それ以上にやはり本町に在住する、よその国から来ているわけで何もわからない、そういった外国人の方、不安を抱いたのではないかと、このように思っております。そこで4点質問いたします。

まず、1点目。現在本町に在住する外国人は本年3月末現在で91人在住していると、これは確認しております。特に、2011年東日本大震災のような大きな震災がもう来ないと、これは約束できません。いつどのような災害が起こるかわからないわけでありまして。そのようなとき、外国人の方々はどのように行動し、どこに避難したらいいかわからないと、こういった方が多いんじゃないかと思っております。そのためにも、本町に在住する外国人に対しての防災マップや行動マニュアルといったものが作成されているのか。または作成されていないのか。もし、作成しているのであれば何カ国語で作成しているのか。こういったことについて町長の見解を伺います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） まずもって、鈴木議員の激励の言葉に感謝申し上げたいと思います。

お答えいたします。

在住外国人の安全確保についてですが、次の2つの項目が重要になると考えております。

1つ目は、有事の際に避難する場合は地域の方々と行動をともにしていただくこ

とでございます。地域の方々と行動をともにしていただくことで、日本語に不安のある方でも日本人と同じ避難行動がとれると思われまます。

2つ目は、自分が居住している地域の指定避難場所を平時から確認してもらうことであります。避難場所を確認していれば避難経路を認識でき、命を守る行動がいち早くとれるからであります。これらを踏まえて、質問に答えさせていただきます。

本町に在住する外国人は、議員さん、ただいまおっしゃったように平成26年4月末現在で91人となっております。現在、外国人向けの防災マップや行動マニュアルは作成しておりませんが、今後国際交流協会わたりの協力を得ながら、使用言語等も含め外国人の方々のニーズも確認しながら見やすく理解しやすいようなものを作成したいと考えております。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 本町では、町民の方々に対してこのような防災マップをつくっておりました。この防災マップ、これはやはり外国人も非常に大事なことだと思うわけでありまます。今、町長答弁では作成していない、こういう答弁でございましたけれども、行く行くは作成するというところでございました。ぜひ、外国人もこういうものは必要だと思います。そしてマップばかりでなくマニュアルもある程度そういったものを含めて作成していただければと、こういう形で思っているわけでございます。やはり、外国人に対しては迅速かつ的確な情報提供をどのように行うかという喫緊の課題ではないかと私は考えるところでございます。

では、作成するとなると国際交流の方々からという話がありましたけれども、何か国語で作成するのか。こういうのもやはり課題になるかと思ひますけれども、一応私、近くの市町、それからいろいろ調べてみましたけれども、意外と3カ国語が多かったというのが私の調べた範囲内でございました。それは何かといいますと、英語、これはどこでも国際共通語かもしれません。それから、中国語、韓国朝鮮語、ハングル文字、この3カ国が一番多かったと、このように思ひます。

本町に在住する外国人はどこの国の方が一番多いのかということで、これも私調べてみました。担当課に行きましたら、個人情報に当たるからということで教えていただけなかったんですけども、総務省で発表したものを見ましたら、県では外国人は1万5,400人ぐらい、宮城県に昨年12月31日現在ですけれども、このぐらい来ているんですね。亘理町には、昨年12月31日現在で全部で82名となっております。

ですから、ことし3月31日までで9名プラスとなっているかと思います。その中で、やはり中国人が一番多かったです。25名。そして、韓国朝鮮人が20名。フィリピン人が17名、ブラジル人が4名、アメリカ人が2名。その他いろいろな国の方が来ていると思います。14名。このように82名となっております。

ここから見ましてもやはり作成するとすれば、中国人がこのように多い、韓国人が多いとなれば、フィリピン人はタガログ語ですけれども、あそこは英語共通圏って話になっていると思うんですけれども、そういう中でやはり英語、中国、韓国朝鮮語と、この3カ国語が必要でないかと、私はこのように思ったわけであります。

ぜひ、作成するのであればせつかく金をかけてつくるわけですから、外国人に対して見やすくそしてわかりやすく作成していただきたい。そのように思います。

2点目に入ります。

外国人に対する避難場所や避難経路の標識について。ピクトグラムの活用等によりわかりやすくし、多言語化を推進すると。本町の計画した防災計画の外国人対応の中に記載されております。

ピクトグラムというのは何だといいますと、絵で示す標識ですね。絵言葉です。絵文字。こういったものですがけれども、そのように防災計画となっておりますけれども、これは現在どのような状況になっているのか。現況を伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 先ほども述べさせていただきましたが、外国人の方々の命を守るためには避難場所を覚えていただくことを最優先事項だと思っておりますので、避難場所の表示におっしゃるように絵文字、いわゆるピクトグラムを使用したわかりやすいものを設置したいと考えております。

これにつきましても設置の効果を最大限に発揮できるよう国際交流協会わたりの協力を得ながら実施してまいりたいと思っております。

また、本年度におきましては有事の際の住民の避難の参考になるように海拔を表記したシールを作成し、町内各所に貼付したところでございます。このシールには外国人にもわかりやすいように英語でも表記して、津波等への注意喚起を行っているところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 今の、町長の答弁を聞きますと、やはりまだピクトグラムは設置し

ていないと、このように聞き取れましたけれども、それでよろしいかお伺いします。

それともう1つは、海拔何メートルというのは確かに私も見てきました。あれはちょっと小さいんではないかなと思いました。といいますのは、やはりあるご婦人の方4名がお話ししていきまして、私そこを写真撮りたかったんですね。海拔の表示されたところを。「済みません、そこ写真撮りますからちょっとよろしいですか、右側に寄っていただいても」ということで話したんですけれども、どれどれってそこで見ましたら、「こんな小さいのわからないよね」って言う方がいたんですよ。これは町民の皆さんがわかるような形でつくるのが一番いいのかなと思いましたけれども、そういった形の英語で書いてあった、これは私も確認しました。

ピクトグラムというのは、やはりデパートとか行きますとよくトイレに行きたくなったときを探そうとすると赤と青の人間のマークの入ったのがございます。それに矢印があってそれをたどっていくとトイレに着くと、このように本当にわかりやすくてあるわけです。

外国人もどこに避難したらいいかと、先ほど避難場所を確認してもらおうということ、これは確かに重要かもしれませんが、やはり外国人の方に、じゃあどのように教えるかということもまた1つの、後でお話はしますけれども、よくわからない、そういった外国人に対してピクトグラムというのは非常にいいのではないかと、このように思います。

防災計画にもあるように、多言語対応の防災マップ、要するに3カ国語ぐらいが一番いいんじゃないかと私は思うんですけれども、そういった防災マニュアルもしっかり説明を入れて、防災知識の普及を図っていただければと、このように思うわけであります。

3点目に入ります。現在、本町に在住する外国人の方々に本町としての防災講習会を実施したのか伺います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 現在、本町に定住する外国人に対する防災講習会はまだ実施しておりません。外国人の方々の防災知識の向上、意識の高揚についてはその方々が生活を営んでいる地域の方々及び町とのコミュニケーションを円滑にし、積極的に訓練等に参加できる体制の構築ができれば、有事の際も適切な行動がとれると思われま。今後も地域と町並びに関係団体が連携協力し、外国人の方々の安全確保に努め

てまいりたいと思っております。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 今、町長答弁で適切な行動をとれる、それは特に大きな地震とかなら適切な行動をとれないのではないかと私は思います。やはり、そういった中で今度は逃げるを考えるとと思いますが、反対のほうに逃げないように、そういったことをよく考えて防災講習会を開いていただければと思います。

1つ再質問いたしますけれども、外国人の方々に東日本大震災以降なんですけれども、アンケート調査されたのかどうか。やはり、そういった亶理町では昨年だったでしょうか、町民に対してアンケート調査しましたけれども、やはり外国人に対してもアンケート調査は必要かと思っておりますけれども、何が一番困ったのか、困ったことは何なのかというそういったものを全部こちらで吸収できると思うんですね。そういったことを確認されたのかどうか伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） アンケート調査の件につきましては、総務課長から答えるようにいたします。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） 結論から申し上げますと、外国人に特化してのアンケート調査は行っておりません。ただ、この後もありますけれども、どのようにしたらいいかというのは国際交流協会わたりと、なかなか外国人の方も参加しづらい部分もあるものですから、そういった方に間に入っていて、そこで気兼ねのないご意見等いただきながら先ほどの聞き取りなども含めて検討していきたいと考えてございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） ぜひ、外国人、そういったアンケート調査をすることによっていろいろ把握できるわけですから、これは実施していただきたいなと思います。

4点目に入ります。本町で8月実施予定の防災訓練がございます。8月31日です。これは外国人も対象とした防災訓練を実施してはいかがでしょうか。町長の見解をお伺いします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えいたします。ことし8月31日日曜日、町内一円で亶理中学校

をメイン会場とした9.1総合防災訓練が宮城県と共催で実施されます。この訓練は宮城県沖地震を震源とする地震が発生し、亶理町で震度7を観測、大津波警報が発表されたという想定で関係公共機関、民間団体及び亶理町の住民が参加し、避難所開設訓練、倒壊住宅救出訓練や津波要救助者救出訓練等実践的な訓練を行うものであります。

この訓練の種目中、避難者対応訓練に先ほど申し上げた国際交流協会わたりの協力を得まして、町内在住の外国人の方々に参加していただくことになっております。この訓練を通して、避難所位置の再確認と地域の方々との避難行動の円滑化につなげたいと思っております。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 外国人も参加する予定になっているということで、ぜひ参加させていただきたい。そしてやはり、外国人もどのようにしてどっちに逃げたらいいのか、いろいろわからないことがあるというのをまた教えてあげればいいのか、とこのように思います。

以前、齋藤町長は副町長時代にこのようなことをお話しされておりました。亶理町を世界に発信してまいりたい、このように言っておられた。御存じだと思いますが、そうであればなおさら日本は地震大国でもあり、また自然災害の多い国でもあります。外国人に対する災害時の情報提供のあり方、こういったことについて検討の余地があるのではないかと、私はこのように思います。日本の亶理町は安全だと言われるような亶理町にさせていただきたい、このように思います。

2問目に入ります。マンホールトイレの設置についてでございます。災害時、緊急避難所の敷地内にマンホールトイレの設置について一昨年6月、私はやはり一般質問において提案させていただきました。今回、新町長に再度質問いたします。

大規模災害による避難所生活で大きな問題となるのが、何といたってもやはりトイレ不足。トイレの衛生面での問題。それから高齢者や体の不自由な方々への配慮であります。災害時の緊急避難所となる小中学校に災害対応型のマンホールトイレを設置することに関し、再度齋藤 貞町長の見解を伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 避難所に指定している町内小中学校の敷地内にはマンホールがなく、周辺の道路に点在しているため、安全性及び利便性の面からマンホールトイレを設

置ることが困難な状況であることは前回ご質問いただいた際にも回答しているところであります。

また、避難所敷地内にマンホールを設置するとなると各施設の下水道管等の埋設箇所も違い、新たに管を増設するとなると多額の費用が発生してしまうこと。大規模な地震の場合液状化現象によりマンホール自体が隆起してしまい、使用できない可能性も危惧されます。何より、マンホールトイレであっても水を流さなければ排泄物が流れないため、その堆積によりいずれは使用できなくなる危険性もあります。

今、大規模な災害が発生し避難所を開設した場合は、施設の既存のトイレを使用できるよう、各小中学校のプールの貯留水を利用するなど水の確保を最優先するとともに、屋外用仮設トイレを設置して避難者の排泄機会を確保し、健康状態の悪化を招かないよう避難所を運営していきたいと、そのように思っております。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 前齋藤邦男町長ですけれども、一昨年国土交通省と協議を重ねながら検討しますという答弁をいただきました。そしてまた、新たにマンホールトイレを設置する箇所づけ、要するに隣接する本管の道路に入っている高さの問題、それから勾配の問題を十分調査しないと、亘理の場合は平たん地に学校や道路があるため勾配や本管の深さ、工法等含めながらこういったものを検討していきたいと、このような答弁をいただきました。

今、齋藤 貞町長から答弁いただきましたけれども、水の問題、要するにこれは貯水槽をつくらなければ問題にならないわけですね。やはり何といたっても水を流すことによって衛生面とかそういったものに関して水、貯水槽をつくるというわけがありますから、今の話でいきますと貯水槽の件が出てこなかった。やはりマンホールトイレというのは貯水槽もつくって初めてマンホールトイレになるわけです。

逢隈公園にマンホールトイレをつくりましたけれども、あれは貯水槽がないんです。ただ、つくったというだけであそこは以前の担当課長にお話ししましたが、水はくんできます。くんできて置いておきますという、そして流すということを言っておりましたけれども、今まさに町長が言われましたように水の問題、とまった場合はどうしようかということを行いましたけれども、これは貯水槽もつくらなくちゃいけないですね。マンホールトイレは。そういった中で流すようにできています、マンホールトイレは。ですから、水道の機能が停止した場合ということで今

言いました。

やはり、逢隈公園に設置したマンホールトイレについて、あ那时的ように、要するに3.11のときのように水道が停止した場合、私はどのようにするのかということを考えておりましたけれども、これは担当課長から伺いたいんですけれども、どのように考えておられますか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） ただいまのご質問の中で、一応検討するという事で前町長は答えたようでございますけれども、その検討経過につきまして担当課から答えるようにいたします。

議 長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） 回答になるかどうかは別にして、学校関係のことでお話しさせていただきたいんですけれども、まずもって、新たに貯水槽を学校施設に設けるのであれば、わざわざマンホールを使わなくて学校の中に立派なトイレがあるものから、そちらを利用したほうが現実的だということでございます。

あと、再三申し上げておりますのは、当然学校内の敷地内の配管につきましては邪魔にならない場所というところを通しております。そういったことから配管をし直さないと実際使うとなってはなかなか TENT を張るような場所にはならないだろうと。

もう1つが、これは以前からお話し申し上げておおり、下水につきましては傾斜でもって流れるようにしております。大概の場合、その敷地内の本管につながる一番端の深さというのが大体1メートルぐらいです。当然ながらそこからだんだん高くなっていきます。一番手前になると数十センチのところには管が通っているという現実問題になります。

これは水を使えばというのが大前提なんですけれども、先ほど言いましたように通っている管のほとんどのところが100ミリから150ミリ、結局10センチから15センチということでくみ取り式と同じような使用方法となりますので、当然ながら詰まってしまった場合、せつかく水道が復旧しても使えないという逆に大きな問題が出てしまうということで、もしそういったマンホールトイレを設置するのであれば、最悪水道等が復旧しても多少の影響はあっても大きな影響のない公園等であれば考えられるであろうと。

ただ、学校の場合、ほとんどが避難所になっておりますので、学校にはトイレがいっぱいございます。水道さえ復旧してしまえばトイレが使用できるということでそちらのほうを水道復旧した場合使えるような状況でやっていきたいということで先ほど町長が答弁申し上げましたとおり、災害時の協定、物資の提供の協定を各団体とも今回結んでおりますので、そちらのほうからのレンタル等でも少なくとも3年前よりは早く仮設トイレ等が入るという計画でございますので、そちらを使ったほうが現実的だろうという考えでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 今、学校に避難したときは学校のトイレを使う、これは確かに今回3.11のときも、皆さん学校に避難しました。あのときの状況というのはどういう状況かといいますと、全くトイレすごく並んだんですよ。それでその後仮設トイレを設置していただきました。そういった中でやはり公園にもつくったと言いましたけれども、しかし寝泊りするのには学校なわけです。公園に寝泊りするわけじゃないんですよ。

ですから、やはり学校にもそういうのが必要じゃないかということで、これは東松島市、ここは非常にすばらしいマンホールトイレを設置してあります。ぜひ本町の担当課もそういうところを視察するのもいいのではないかと。駐車場を使っております。駐車場、普通は車がとまっています。そこにマンホールトイレをつくって水も流れるようにつくったというのが東松島市でありました。

この災害対応型マンホールトイレは災害発生時における公衆衛生、衛生面、し尿処理の必要がない。今詰まったなんていうことも言いましたけれども、水を流せばそういったことがないはずですよ。それはやはり東松島市でも言っておりました。それは詰まりません。とにかく水は流すようにしていますから大丈夫ですよと言っておりました。

ですから、そういった中で体の不自由な方とか高齢者の方々、段差がないわけですから、そういったところに避難した場合、非常にやさしいトイレではないかと私はこのように思います。要するに、私も以前、3.11以降それぞれの避難場所を回って歩きましたけれども、仮設トイレ、2段ぐらいの段差があるんですよ。これは一昨年もお話ししましたけれども、ご高齢の方が登れないんです、その2段を。そして身内の方に手を引いていただいてトイレに入った。私はこういうのを見ておりま

した。こういうこともありましたので、ぜひそういったことも考えてやさしいトイレをつくっていただければと思ったわけです。

それから先ほどお金が、確かにお金はかかると思います。1億ぐらいはかかるかもしれないというお話は東松島市で聞いてきました。10個ぐらいつくると大体1億円ぐらいかかりますと言っておりました。しかし、これには下水道総合地震対策事業の一環として国から2分の1の補助がございます。私はこれは直接電話して聞いてみました。まだ、これはやっておりますということを言われましたので、ぜひこういう補助制度を活用されたいのではないかと、私はこのように思います。

続きまして、3問目に移ります。雨水の有効利用についてであります。今年4月雨水の活用を後押しする雨水利用促進法、それと水循環基本法、この2つが今国会で成立、5月から施行されました。本日、私が質問するのは、雨水利用促進法の雨水の有効利用についてであります。

今までは、雨水というものは捨てるものだという考えでしたけれども、しかし、これはためて使えば有効な資源にもなります。その雨水利用促進法の中に、国では雨水貯留タンクを新設する家庭などを対象に地方自治体を実施する助成制度に対して財政支援を行う、このようなことがありますけれども、この件に関して、本町としての取り組みはどのように取り組んでいるのか、町長の見解を伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えいたします。

家庭などへの雨水貯留タンクの設置につきましては、雨水を有効利用することができる上、合流式、いわゆる雨水と汚水を全て下水道へ流す方式ですね。その下水道を採用している仙台市の一部等、都市部の地域においては集中豪雨時に下水道や河川の洪水を抑えることなどを目的に実施されているところであります。しかし、当亘理町の下水道は分流式、いわゆる雨水は側溝や水路へ、汚水は下水道への分流式を採用しているため、合流式を採用している地域と比べて洪水の抑制効果は薄いものと考えております。

また、自然豊かな本町においては水田等が自然遊水池の役割を担っているところであります。しかしながら、水循環基本法及び雨水の利用の促進に関する法律が施行され、雨水の一時貯留による散水や消火のための使用、その他、災害時における雨水の利用、河川、水路等への雨水の集中的な流出の抑制についても今後期待が高

まることから、本町においても国からの財政支援と近隣市町の動向を見ながら検討してまいりたいと、そのように思います。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 今、町長に答弁をいただきました。ありがとうございました。

まず、雨水利用促進に関する法律の中に第9条市町村計画がございます。第9条には、市町村は基本方針、都道府県方針が作成されるときは基本方針及び都道府県方針、それに即して当該市町村の区域内における雨水の利用推進に関する計画、これを定めることができると載っております。

そしてまた、助成の件では地方公共団体による助成、第15条に地方公共団体はその区域の自然的社会的条件に応じて雨水を一時的に貯留するための施設の新設、不要となった浄化槽の当該施設への転用その他の雨水の利用のための施設の整備について助成を行うよう努めるものとする、このようにあります。

今、この法律を読みますと、定めることができるか努めなければならないと載っております。市町村計画では必ず計画を作成しなさいと、こういうことではないと思いますけれども、やはり県の方針に即しながらと、これに載ってあるわけですから、当てはめてということだと思いますけれども、県の方針が決まればやはり本町としても区域の自然的社会的条件に応じた雨水の利用方法と早目の計画を定めてはいただきたいなど、このように思っております。

また、15条2項でも努めなければならない、これは努力目標であります。しかし、先ほど町長も言われましたように仙台市では以前から独自にやっておったわけです。これは私も確認しております。今回は、国で助成してくれるわけですから、ぜひ本町でもそういった助成できる仕組みをまた考えていただきたい、このように思ったわけでございます。

現在、被災者用災害公営住宅、戸建て住宅ですね。それから、防災集団移転団地、こういった入居者の方々が現在もう完成した方もいらっしゃいます。今建築中の方もいらっしゃいます。これから建築される方もいらっしゃいますけれども、そういった方々にもこういった雨水についての利用推進に関する点、これをお話しされてはいいのではないかなと、私はこのように思ったわけであります。

やはり、水というのは本当に貴重です。何ととっても人間の体の3分の2は水分でできているわけですから、水がなければ生きていけない。また野菜をつくる方も

いらっしゃるでしょう。そういったことに、まくのはやはり水道水だけだと水道代が高い。そういった中で雨水をためて使うとか、やはり町民の方々も大変楽ではないかとそのように思ったわけであります。ぜひ、本町もしっかり取り組んでいただきたい、このように思います。

最後、4問目に入ります。学校の耐震対策、特に窓ガラス、外壁、こういったことについて伺います。本町の各小中学校の耐震対策は終了していると以前お聞きいたしました。これからもまた起きるかもしれない大地震、こういったものに伴い各小中学校の窓ガラスや外壁の落下事故を防ぐため、本町では窓ガラスや外壁の補強についてどのような対策を講じているのか伺います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 学校関係の設備に関係することなので、教育長から答弁させます。

議 長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、お答え申し上げます。学校施設はご案内のとおり子供たちの教育の場であります。それと同時に非常災害時には地域住民の応急避難所としての役割を果たすものですから、その安全性の確保は極めて重要であると、私は認識しているところであります。

東日本大震災時には、校舎等の耐震補強工事をもう既に施していたため、幸いにして窓ガラスあるいは外壁の落下等につきましては町内10校の、被災した学校を除きますと、報告は1件もございませんでした。

しかし、学校施設の安全を確保するため、各小中学校に対しまして常日ごろから異常の有無の確認を怠らないように指示を、校長会、教頭会等を出しておりますし、防災主任会議というのもございますので、これは年間5回ぐらいやっております。そういう各学校の防災担当の教員が集まって、もちろん教育委員会の職員も参加し、総務課の職員も参加しております。そういうことで、安全を損なう箇所が発見されましたら直ちに教育委員会に連絡するようにはしておりますし、状況を的確に把握した上で必要に応じて修繕または改修を行ってきております。

また、平成25年度におきましては町内小中学校設置者点検業務を専門の業者に委託しまして町内全ての学校の点検を行い、改修しなければならない箇所を把握しております。その結果をご報告いたします。

平成26年度には天井材破損箇所改修あるいは各種棚の固定など、いわゆる非構造

部材の改修についてでございますけれども、町内各小学校では38カ所、内訳を申し上げますと、亘理小学校が6カ所、荒浜小学校が4カ所、吉田小学校10カ所、逢隈小学校が11カ所、高屋小学校が7カ所であります。町内の各中学校では32カ所あります。内訳を申し上げますと、亘理中学校が9カ所、吉田中学校が14カ所、逢隈中学校が9カ所、このいずれの箇所も今年度中に改修を行ってまいりたいと考えておりますし、予算化もしております。

なお、今後も緊急度に応じまして随時対応してまいりたいと考えておりますのでご理解を賜りたい。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 現在、詳しく38カ所の修理しなければならないところがあったということで答弁いただきました。町内10校、被災学校を除く町内10校異常なかったということでございますけれども、大きい窓にひびが入ったとか、そういう学校はございませんでしたでしょうか。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 一部、例えば亘理小学校の場合はスチールの窓枠なわけですね。アルミじゃございません。したがって、かなりかたいものですからフレームが一部ちょっとひび割れということはございましたけれども落下するまでではなかったということでございます。以上です。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） やはり、児童生徒に大けががあって初めて対策を講ずるということではなくて事前に対策を講ずることが安全対策というものではないかと、このように思います。今お聞きしますと、それぞれ今年度中にそういったところを38カ所直すということをおっしゃっていましたが、例えば古い壁面、学校はもう古くなっているとお聞きしました。どこの学校も古いんだなということをおっしゃっていましたが、古い壁面の浮きがあるところ、見た目はわからないんです。こういうのは。そういったものはハンマーでたたかなきゃわからない。そういったもの全部プロの方がやるわけですから、そういうのも全部調査してもらえるのかどうか。それともそれは調査が終わったのかどうかですね。それともう1つはやはり大きな大窓、ガラス、こういったところに飛散防止フィルムというのがございます。こういったものを張るのかどうか。この2点伺います。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 昨年度専門業者に委託しまして、先ほど言いましたように非構造部材というか、外壁等も当然含まれるわけでございますので、それを点検して今年度小学校38カ所、中学校32カ所、改修工事を行うということでございます。

ガラスなどの落下防止を防ぐためのフィルムでございますけれども、この効果についてはかなりあるという話も聞いておりますけれども、まだそこまで専門業者に委託しておりませんので、今後それを検討させていただきたい。それと同時にどのくらいの有効性があるのか、効果性があるのか、その辺なんかも認識してこちらで把握してまいりたいということです。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 先ほどの話でスチール窓があったということでしたけれども、これは全部アルミ窓にかえたにとらまえてよろしいわけですね。スチールというのはやはりかたいので、窓ガラス割れたりするかもしれません。アルミサッシにするとある程度、それはないと思いますので、ぜひ学校窓枠はアルミサッシ化にさせていただきたいということと、大きい窓ガラスのところは飛散防止フィルム、もう子供たちは遊ぶ時は激しいです。何かの拍子で窓にぶつかった場合、大けがをしたと、こういったことはあったら大変なので、前もってこういったことも対策を講じていればそういったこともないと私はこのように思うわけであります。ぜひそのような飛散防止フィルムとか、そういうものを使用して児童生徒への安全対策について強化していただいて、児童生徒を守っていただきたい、このように思います。以上で質問を終わります。

議長（安細隆之君） これをもって鈴木邦昭議員の質問を終結いたします。

次に、4番。小野一雄議員、登壇。

〔4番 小野一雄君 登壇〕

4 番（小野一雄君） 4番、小野一雄であります。私は、私道整備に伴う諸問題、それから学力テストについての2点について見解を伺いたいと思います。

初めに、私道整備に伴う諸問題についてであります。この関係については既に3.11東日本大震災においてインフラについては私道含めて多大な損害をこうむりました。公の道路については今それぞれ復旧段階、本復旧あるいは随時施工中でありますけれども、残念ながら私道についてはまだまだの感がある、このように理解を

しております。

そこで、今回新たに東日本大震災で被災を受けた亙理町私道災害復旧事業補助金交付要綱、こういったものが従来と変わって、従来よりも災害ということで大幅に補助金含めて改正された。これについてお伺いします。

(1) でありますけれども、東日本大震災で被害を受けた私道整備補助申請をさかのぼって交付金申請の対象とすべきではないかと、こういうことで1点。

これは、既に新しい災害交付要綱が平成26年4月1日から適用するんだということとあります。この1番目に質問してありますのは4月以前にもう地域住民が率先して整備をした箇所で、したがって補助工事については小規模な工事になるのかなど。おおむね100万円以下ぐらいの工事で終わっている。こういうこととありますので、まず町長、新しい町長になった見解を伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えいたします。

亙理町私道災害復旧事業補助金交付要綱につきましては、東日本大震災により被災した私道の復旧を促進し、地域住民が安心して暮らせる生活環境の早期回復に資するため、被災した私道を所有または管理する者が行う災害復旧工事に要する経費を予算の範囲内において補助金を交付するものであります。平成26年4月1日から施行しているものです。

また、この要綱では平成23年3月11日から適用することとしておりますので、平成26年4月1日より前に補修を行った場合においても確認できる写真や当該行政区の区長の副申書、そのほかに付近住民からの聞き取り等により東日本大震災により被災した私道であることが確認できるなど交付条件が整っていればさかのぼって対応するものとしております。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4番（小野一雄君） 明確な答えになるのかなと思いますが、確認しておきます。新しい交付金要綱においては平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間でこれを受け付けるということとあります。今、町長のお話ですと、さかのぼって適用いいんだという理解でいいですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） おっしゃるとおり、さかのぼってということとございます。平成26

年の4月1日からですけれども、それ以前、平成23年3月11日から適用することと
しているということでございます。

議 長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） それでは、そこで今添付書類がありますね。新しい要綱については
なかなかその辺詳しく書いていないですね。さかのぼって申請しますも何もここで
は述べていない。それはちょっと不親切だなと私は残念でなりませんけれども、今、
町長の答弁ではさかのぼってやるんだということでもありますから、その辺は理解を
しておきたいなと思います。

それで、申請書類でありますけれども、今町長の話ですと、施工写真、それから
区長の副申書、私道確認できる書類、その程度でいいんだということいいわけ
ですね、それで。そのほかに特に添付書類があるのかどうかを確認しておきたいと思
います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） この件については、都市建設課長から答えさせるようにいたします。

議 長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 小野議員さんご質問の、まず先ほどのさかのぼっての関係
については附則のところはこの告示は平成26年4月1日から施行し、平成23年3月
11日から適用するという項目がまず入っていることをお知らせしたいと思います。

それから、今確認するという事で町長が先ほど答弁したとおり、写真、それか
ら一番はその地区の区長さんの副申書があれば確実に東日本大震災で被災した私道
ということが確認できると思いますので、申請時にはその書類で結構だと思います。

議 長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 理解をいたしました。そこで、要綱の基準といいますか、この中で
は例えば幅員がおおむね4メートル以上となっているんですよ。例えば、それが
3.5メートルだったり3.8メートルだったりした場合はどうなるんだという、余り細
い話は言いませんが、その辺は臨機応変に対応していただきたいなと。例えば、延
長も20メートル以上とかいろいろありますよね、この中で。これが例えば、1、2
メートル足りなかったというようなこともやはりその辺は災害時における対応とい
うことで、地域住民が一生懸命になって早く自分たちの住むところを直して住みや
すくしましょうということで率先してやっている箇所があるわけで、これから申請

に行く箇所があるかと思います。したがって、その辺は柔軟に対応していただきたい。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 交付対象の私道の条件が今小野議員さんおっしゃったとおり、その中で幅員、延長等についてはおおむねという表現を使わせていただいております。具体的に何十センチ、何メートル以内ということはありませんけれども、やはり今回の東日本大震災によって被災した私道でそのような条件がある程度整っていれば交付対象としたいという考えは変わっておりません。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 余り細かいこと申しません。

2番に移ります。2番が私は大きな問題だと思っております。申請については、権利者の同意書の添付がありますが、私道等の整備については全ての権利者の同意書が必要なのかということをもとにこれからお聞きします。

これは、前段1問目と違いまして、2問目はこれから申請しようとする箇所、いわば補修工事費が大規模といいますか、100万円、200万円では済まない箇所である。したがって、多くの、複数の何十件という居住者がいるわけなんです。この震災によって行方をなかなかつかめない、こういった事象が出ております。こういった箇所について町としてどのように考えているのか。100%集めてこいというのか。その辺をお聞きしたいと思います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えいたします。

権利者の同意につきましては交付要綱第3条2項3号の規定により、当該道路の敷地の所有権、その他の権利を有する者の同意を受けていない場合、私道災害復旧事業補助金の交付対象としないこととしております。また、第6条2項において権利者全員の同意書を求めているものでもあります。全員の同意を求めているのは、1人でも同意していない方がいる場合、共有者全員のそれぞれの財産であることから私道を整備した後に形状等を承諾なしに変更されたことにより係争とならないようにするものです。以上でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） なかなか、今町長の答弁を聞きますと厳しいなと思うわけですね。

ども、私が言っているのは補修をするために補助金を申請しますよね。こういうことでやるんだと。なかなか、行方不明になってつかめない。プライバシーの問題があるので、なかなか、関係機関においても行方不明者がどこにおるのか知らせてくれない。わからない。こういった事象があり、したがってこういった箇所については、実は担当する地域の方々が法テラス山元まで行って相談をしているんですね。本当に困った。町は何としても言うことを聞いてくれない。補修もできない。そしてたらどうしたらいいんだということで相談に行って弁護士の方々に相談している。そしてたら、持ち分の2分の1以上の賛同があれば、これは補修できますよと。しかし、これを譲渡したりするには全員の同意が必要だという付帯事項があったようですけれども、要は過半数以上の方々の同意があれば補修できるんだということなんです。

したがって、私は町としても100%と言わず、例えば何割かとか、この人についてはもうやむを得ない、補修における同意書は得られないなというような柔軟な姿勢を示すべきじゃないかなと思うんですが、この法テラス山元と相談した経緯を踏まえて町長はどのように思いますか。答弁をお願いします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 担当課長から答えるようにいたします。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） ただいまの質問にお答えさせていただきますけれども、まず共有物というか私道の共有の関係については民法の解釈ということで法テラスさんのほうで皆さんがご相談されたのはいわゆる共有物の管理という意味でございまして、それについてはやはり各共有者の持ち分の価格といえますか、それに従ってその過半数がわかれば保存行為が各共有者であることができるということにはなっております。また、その前の条としまして、共有物の変更という民法251条にございますけれども、各共有者はほかの共有者の同意がなければ共有物に変更を加えることができないというものもございます。

私どもとしまして、法テラスさんの弁護士とは別に町の顧問弁護士とそのことについてご相談させていただきまして、確かに変更は共有物の管理の中でできるという見解にはなりますけれども、ただし町長が最初お答えしましたとおり、後で行方不明になっていた方等がわかって訴えられた場合、係争になった場合にそれを避

けるということではできないという見解になっております。そういったことも踏まえて、もう少し町顧問弁護士と相談させていただき、いい方法ができないか今後検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） （2）と（3）、リンクするので一緒に質問いたしますけれども、今担当課長が言ったようになかなか難しい問題があるかと思っております。しかし、そこを踏まえて地域住民に伝えていくのが私は町の姿勢ではなからうかと思っております。本当に1ミリ、1センチ、法に照らし合わせてこれはできませんということでは、なかなか住民は納得しない。こういうことであります。しかし、これは災害時における補助金制度でありますから、やはり、こういったものを地域住民を救うためにつくったわけですね、今回新たに、この災害補助金は。従来の私道整備補助金とは違うわけでありますから、十分その辺を踏まえて対応していただきたいなど。町の顧問弁護士の方にもその辺を十分に申し上げて住民が対応しやすい、住民が納得できるような応援をお願いしたい。このように申し上げておきたいと思っております。

次に（4）の補助金の額であります。要綱では、交付対象工事の100分の85以内の限度額だということではありますけれども、例えばここで補修工事費が当初の一昨年の段階よりも見積もってもらったのが、例えばある長瀬浜の新小橋では3回も見積もりをとっているんですね。そうすると、消費税の関係、それから人件費、材料、物価、こういったことでどんどん見積もり額が上がってきているということでこれは私も際限なく工事額が高くていいというわけにはいかんだろうということで例えばマックスどのくらい町として考えているのかなということをお伺いします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えいたします。

これまでの私道等整備補助金につきましては限度額を300万円としておりましたが、今回の補助金につきましては被災者支援の立場から工事費の上限は設けておりません。ただし、均衡を保つため町が定める設計・積算基準に基づく原形復旧工事費を超える場合は町が積算した額の100分の85以内の額としております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 今の町長答弁は被災者支援ということでこの要綱を設置したんだと。

それはここに書いてあるとおりにですね。

私が聞きたいのは例えば工事費の最高限度額が1,000万円になっても今まで300万円以下の補助だということで2分の1で、600万円以下なんですね、今までは。ところが、災害でありますから、今度上限を取っ払ったということになりますと1,000万円になるか2,000万円になるか3,000万円になるかわからないという可能性があるわけですね。予測されるわけですね。その辺を端的、おおむね3,000万円以下ぐらいかなというのかどうか、その辺を聞きたいんですよ。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） それでは、担当課長から見解を申し述べさせます。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 限度額と申しますか、先ほど町長が最後のところを申し上げましたとおり、町が定める積算基準というのはいわゆる公共事業の積算基準でございますので、公共事業の積算基準については常に消費増と物価の上昇等踏まえまして二、三カ月に1回ぐらい単価の積算基準が見直しがされております。そういった中で、やはり原形の復旧ですので前の私道の状況、それを踏まえまして今回は上限を設けなく100分の85以内とさせていただいておりますので、その辺については従来の私道整備から比べますとやはり被災者支援の立場からそういったことを踏まえて実施されたものと解釈しております。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 恐らく、これから申請が行くであろうあるいはまた申請が出されているかと思えます。この関係については私の記憶ですと当初は1,100万円ぐらいだったのが500万円、600万円ふえたという状況にあります。そこは、消費税の関係ですから、町としても柔軟に対応していただきたいなと思えます。

そこでちょっとお聞きしたいんですが、この事業の事業名、これは例えば東日本大震災復興交付金事業計画のどの辺にあるのかと事業名をわかる範囲でお答えいただきたいなと思えます。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） この私道災害復旧事業補助金については国の復興基金の財源ということで割り当てております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 1つ、これは難問題かなと思いますが、被災者側に立った目線で当局の柔軟な対応をお願いしたいと、このように思うわけであります。

大きな2番に移ります。全国学力・学習状況調査、ちょっと長ったらしいんですが、学力テストが実施されました。これについて質問いたします。

ご案内のとおり、4月22日全国一斉に学力テスト、これは小学校6年生、中学校3年生の全員を対象にして、国語、算数、数学この2教科について実施したということであります。この中で今回から実施要綱が変更されたと私は理解しておりますが、その改正点は何なのかということをもまず第1点目にお聞きしたいと思います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 学校関係ですので、教育長より答弁するようにいたします。

議 長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、お答え申し上げたいと思います。

今回の実施要領の主な変更点でございますが、調査結果について調査の目的を達成するため、みずからの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとするがあります。さらに、調査結果の公表に関しては教育委員会や学校が保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要であると。一方、調査により測定できるのは、先ほど議員がおっしゃったように小学校では国語と算数、中学校では国語と数学ということで、学力の特定の一部であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要であるということも踏まえて、次の2点が主に変わったわけでございます。

1点目。市町村教育委員会においてはそれぞれの判断で実施要領に定める配慮事項に基づき個々の学校名を明らかにした調査結果を公表することは可能であることにしたこと。もう1点は、都道府県教育委員会においては市町村教育委員会の同意を得た場合は実施要領に定める配慮事項に基づき当該市町村または当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした調査結果の公表を行うことを可能としたことが今回の主な改正点であります。

なお、全国学力・学習状況調査は義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実ある

いは学習状況の改善等に役立てること。さらにそのような取り組みを通じて教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する目的で実施されているものであります。

対象については、先ほど議員がおっしゃったとおり、これまでと同じで小学校6学年、中学校3学年の全児童生徒で調査内容につきましてはこれまでと同じ国語、算数、数学の2教科及び質問紙調査となっております。4月22日火曜日に実施されたものでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4番（小野一雄君） 今、教育長からお話があったように、要は今回から教育委員会が学校別に公表してもいいんだよと、単純に申し上げますけれども、公表することができるようになった。あるいはまた、都道府県の教育委員会も市町村の同意があれば市町村別の公表、学校別の成績を公表することができるんだとこういう理解でいいですね。

したがって、亘理町として、2番目の質問にも関連しますので一緒にやりますが、町としてはということは教育委員会としては置きかえてもらえばいいんですが、町としてはこの制度改正になって、どのように考えているかお聞かせ願いたいと思います。2番目の質問に入ります。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、この改正点を踏まえて本町といたしましてはそのようなことで考えていきたいと思っております。

先ほどもお話ししましたが、学力・学習状況調査の目的を達成するために教育委員会及び学校等においては多面的な分析を行いまして、みずからの教育及び教育施策の成果・課題を把握検証し、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を図りながら教育及び教育施策の改善に取り組むことにしたいと思っております。

各学校におきましては、調査結果を踏まえて各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともにみずからの指導力等の改善に向けて取り組むこと。そして、教育委員会におきましては調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じ学校における取り組み等に対して必要な支援等を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けた取り組みを進めることとしております。

改正される前も町内小中学校の研究主任の先生方の協力を得まして、調査結果を

分析して本町における子供たちの課題を把握しながら町の平均正答率だけでなく、今後の指導法の改善の方向性等を示した分析結果を盛り込んだ冊子を年度末までに作成しております。そしてそれを各学校に渡してそれを参考にして実践に取り組んでもらっておりますけれども、今後もさらに分析の制度を高めていきたい。そしてきめ細かな対応をしてまいりたいと思っているところでございます。以上です。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 今、教育長から細かに分析をして学校に配付するんだと。今回互理町内でこの学力テストを受けた数、小学校、中学校、それぞれ何人ぐらいで100%受講したのかどうか。それが1点。

それから、今答弁をいただきました調査分析表、書となるか表になるかわかりませんが、これを各学校に配付する。これは各家庭についてはどうなのか。これ2点。お伺いします。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 参加した児童生徒数でございますけれども、当日風邪等で欠席した子供たちを除けばほぼ100%の子供がこれを受けております。

それから、2点目でございますけれども、ここでございますが、これが分析結果でございます。これを各学校に渡します。それを渡したものを各学校で参考にしながら今後の指導方法に役立てていただく。なお、各学校では学校独自の結果が来ますので、各学校での傾向、今後どういう指導法をやったら自分の学校の子供の学力が伸びるのか。これを分析して親にお話ししております。なお、個人のデータについては各親御さんに行くことになっていきますので、自分のお子さんがどういう結果なのかはきちっと把握できているはずでございます。以上です。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 今、ほぼ100%の受講率というんですか、こういうことと思いますが、ちなみに具体的に小学校何人というのはわかりますか。数は。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 具体的な人数等については今データを持っていませんので、一番大きい互理小学校で6年生が130名ぐらいいますので、6校で恐らく300名ぐらいかなと思います。中学校は互理中学校が一番大きいので、その半分ということで、そういう状況かなと思います。以上です。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 数については、資料を見ればわかるんですよ。私が知りたいのは欠席した人がどのくらいおるのかなということを聞いたかったんですけども、ちょっと質問が薄くて申しわけないんですが。欠席したのは何人ぐらいおりますか。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） これも手元にデータがございませんので、後日調べてお示ししたいと思います。以上です。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 教育委員会制度については、ことし6月13日に法律が改正になりまして、今度は来年4月から自治体首長の権限が強化されるようになったという報道がありました。

今まで、これは私の偏見的な考えかどうかわかりませんが、なかなか教育行政については私ども議員としても入る自信といいますか、例えば会議の傍聴、こういったものがハードルが高いといいますか、敷居が高い。こんな感じが私にはありました。

今度は、来年度から改正になりまして総合教育会議、こういったものが設置されるやに聞いております。これはいろいろな問題、この法律の改正ははじめ問題から端を発していきまして、教育委員会制度の責任の度合いがなかなか教育長もおれば教育委員会の委員長もおる、あるいは首長もおるということでいろいろな問題が出たときにどこに相談したらいいかわからないという感じから責任体制を明確にしていきたいと思います。そこでの現在の教育委員会の傍聴というのはできるんですか。公開ですか。そこだけちょっと。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 教育委員会については傍聴できることになっておりますので、昨年度なんかは町の職員に様子を聞いてもらったという経緯がございます。以上です。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 質問を進めたいと思います。

（3）学校別の成績を公表して、生徒の競争力、向学心を高めるべきではないかという質問であります。ご案内のとおり、町としていろいろな志教育とか、けさの河北新聞にも亘理未来づくりの発表風景が掲載されてありましたけれども、要は私

は成績を公表して、学校別ですよ。お互いの学校別に競い合わせたほうがいいのかなど。

昨日開催した未来づくりの発表会の中でも、ある生徒がスポーツに例えてスポーツ関係のサッカーをやっている一生懸命強くなって勝ちたいという意見発表を述べた生徒もいました。私は学業もスポーツも同じじゃないかなと考えております。お互いに競い合ってレベルを高めていく。こうしたことが私は必要ではないのかなと思います。

それで、高めるべきではないかという考え方について教育委員会、町としてはどう考えているかお聞きしたいと思います。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 学力を高めていくということは非常に大事なことであり、私も認識しておりますし、2学期以降長瀬小学校と荒浜中学校が現地再校します。したがって、町内の小中学校10校が震災前のハード面では戻るわけでございます。今度はやはりソフト面が非常に大事だろうと。教育内容の質の向上が非常に大事だろうと思っておりますので、先生方に校長を中心とした学校の取り組みに本格的にやってもらえればと話をしているところでございます。その点はそれでよろしいですか。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） そこで、町内で亘理町として学力のレベルアップを図るための統一的な施策といいますか、こういった取り組みで学力アップを図っていくんだという施策があったらお答え願いたいと思います。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 今お話ししましたように、先生方の指導力あるいは近ごろでは授業力と言っております。授業力をアップしてもらおう。そういうことが非常に大事だろうと思っておりますので、各種研修会等に積極的に参加してもらおう。昨年度から宮城県総合教育センターが名取の美田園に新しくできました。非常に距離も近いわけです。亘理町からは。今までだと青葉山にあったわけでございますので、距離的にちょっと遠いんですけども、研修の機会が、非常にメニューが豊富でございますので、そういう機会に積極的に行ってもらおうということで、かなりの先生方が参加していただいている。そして自分の指導力あるいは授業力アップのために努力していただいているということで、研修の機会の情報を積極的に提供していくということで今

取り組んでいるところでございます。以上です。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） きのう、テレビ番組でクローズアップ東北という、NHKの7時半からの番組、恐らくごらんになった方があろうかと思えますし、5月25日、先月ですが特集番組をやったんですね。NHKで「学力日本一踊る教室」地方発ドキュメンタリーというので秋田県の東成瀬村の村立東成瀬小学校の取り組みを1時間にわたって放送したんですね。私もずっと録画して二、三回見せていただきました。

圧縮したものをゆうべやったんですが、要は東成瀬小学校、これはどこにあるかといいますと栗駒山と横手のちょうど真ん中あたりになるのかなと、地理的に。山の中ですね。塾も何もない。しかし、ここは秋田県が全国で6年連続学力日本一だと。その東成瀬小学校だけ、秋田県の平均点をはるかに超えた小学校だと載ってありました。まず、その辺、教育長、ごらんになったかどうか。その1点まずお聞きしたいと思います。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 私もビデオに撮って、けさも見てまいりました、一部。東成瀬小学校ですね。多分、村立で1校しかないのかなという学校でございます。授業内容も非常にユニークだと。女の先生ですね。子供たちの自主的な活動を非常に重んじるというか、授業の後に振り返りというか10分持って必ず発表させる、考えたことをまとめて発表させる。これは、本町の学校でも一部取り入れております。振り返り学習というのは必ずやらせますので、あるいはきょう習ったことをもう一度応用問題として必ず算数の場合やっていますので、形は若干違うと思えますけれども、ああいうスタイルはどこの学校でも取り入れているという状況でございます。以上です。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 全ていいのかなということでは、私はいろいろそれぞれの捉え方があるのかなと思えますけれども、ただこの前の亘理の発表会でもいろいろありましたけれども、やはりマナーアップの運動の一環として挨拶運動をやるんだと。こういったことが一つ一つの日常の行動からの積み重ね。小さい子どもが意思を持って相手を敬う。こういう気持ちが私は学力テストのもとになるのかなと私は考えております。

したがって、挨拶運動、ぜひとも継続していただきたいし、一番言葉でうれしい言葉は何だと、いろいろ出ていました。ありがとうという言葉が一番うれしいというところがある文献に載っておりました。

したがって、おはよう、ありがとう、こういったことから志教育、こういったものやっていたいただきたいなと思います。これは学校だけじゃなくて地域全体、家庭、あるいは互理町役場にもそういったものを巻き起こしてはどうかというのを申し上げて私の質問を終わります。

議長（安細隆之君） これをもって、小野一雄議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。再開は10時40分といたします。休憩。

午前10時30分 休憩

午前10時42分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に14番、佐藤アヤ議員。登壇。

〔14番 佐藤アヤ君 登壇〕

14番（佐藤アヤ君） 14番佐藤アヤです。私は小中学校の教育の中で今後取り組む必要があるべきことについてと、メタボ対策について、2点質問いたします。

初めに、小中学校の教育の中で取り組む必要があると考えることについてまず第1点目。本町の児童生徒にふるさと互理について知ってもらいたいと思います。ここで、統計学習などの中で地域を知り、誇りや愛着を持ってもらうため児童生徒に町職員が本町の特徴などデータを用いて出前授業を行ってはどうかであります。ご答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 小中学校の教育に関することですので、教育長から答弁させます。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、お答え申し上げたいと思います。本町の教育重点施策の中で、確かな学力、豊かな心、たくましい体の調和のとれた生きる力の育成に努めるという学校教育の充実をうたっております。そして、創意ある教育課程の編成と創意に満ちた学校経営、そしてまた学習環境の充実と学習活動の支援体制を確立すべく取り組んでいるところでございます。

本町の児童生徒にふるさと互理について知ってもらいたいということですが、こ

こにきょう持ってまいりました。「私たちの亘理町」これ3月につくったばかりでございます。震災後の町の様子、当然東日本大震災の様子も入っております。そのほか、町の産業、農業、水産業あるいは文化歴史、いろいろなものが網羅されております。町内の4つの小学校の先生方に集まっておきまして編集委員となっております。町と連携しながらつくったもので、さまざまな観点から亘理町の様子を紹介しているものでございます。

この副読本を小学校3年生、4年生全員に配付しております。したがって、これをずっと成人になっても手元にある、なくさなければ手元にあるということになるわけでございます。なお、この中にも昔の道具といえますか、例えば農作業に使ったもっこなど、そういうのがあるわけですが、そういう学習も4年生でやるんですが、そういう昔の道具等について学校から要請があれば、結構要請してきておりますけれども、郷土資料館の職員が学校に出向いてしかも現物を持って指導を行う。あるいは郷土資料館に来て授業を行っているという学校もございます。

また、これまでも地域に即した特色ある教育課程の推進を図ってきております。地域の人材を活用しながら農業体験、吉田小学校ではリンゴづくりまでやっております。そういう体験とか文化財めぐり、6年生がやっております。あるいは町長みずから学校に出向いて町政の状況をお話する出前講座等もやっております。さらに、税金の役割、ことし消費税が上がったわけでございますけれども、勉強するために南税務署の職員においでいただきながら租税教室を各学校でやっております。主に、6年生ですが、そのほかにも、亘理町の人権擁護委員が行っている人権教育あるいは福祉関係の団体に協力いただきながらハンディキャップの体験、あるいは盲導犬との触れ合い体験。ユニークなのは車椅子バスケットボール宮城マックスの岩佐監督を招いて、岩佐監督はもともと山元町でございますので、協力を得ながらそういう車椅子バスケットボール体験なども各小学校で行っているということでございます。

中学校におきましては、実際の職場の実習を通して学ぶ職場体験。これは4つの中学校の2年生、毎年やっております。さまざまな業種の方に学校に来てもらうキャリア教育、これも全ての中学校で2学期やることになっております。これは1年生から3年生まで全員対象でいろんな各種業務の著名な方においでいただいて仕事内容等、何でこの仕事についたのか、そういうお話などを子供たちの将来の職業へ

の意欲づけを行っている。そういうことで学校では教科書外のさまざまな授業にも取り組んでいるということでございます。

亘理町の町づくり出前講座につきましても、職員が用意されているメニューが35ほどありますので、学校も授業時数がふえておりますので、その辺の調整を図って学校の要望を聞きながら対応してまいりたいと思っているところでございます。以上です。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 地域の実情に合う教育は、勉強の好き嫌いに関係なく実際に役に立ち、将来の仕事や人生に必ず影響を及ぼします。例えば、東北一と誇るイチゴについて生産者数とか生産高とか震災の影響、今後の見通しなど、出前講座を行うことによって児童生徒の中から必ず次の後継者が出てくるのではないかと思います。また、町の人口の変化や人口構成などをグラフを使って出前授業を行うことで少子高齢化が進んでいる現状を読み取ることにもなります。町で出している亘理町まちづくり出前講座メニューの中に、今後小中学校を対象にしたメニューをつくる考えはないでしょうか。ご答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 学務課長。

学務課長（鈴木邦彦君） 先ほど教育長も答弁しましたけれども、現在35ほどあります。ただ、そういったメニューも学校の要望によって変えてやるのが可能だと思いますので、今後検討してまいりたいと思っております。以上です。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 学校の先生に出前講座使うことあるんですかとちょっとこの間聞きに行きましたら、やはり小中学校対象とかという感じできちっと対象がわかっていると使いやすいという話をいただきました。ぜひ、いろんなところで対象者をきちっと明確に示して出前講座を提示しているところがありますので、参考にしてつくっていただきたいと思います。そうすると、小学校、中学校で出前講座を受けやすくなるような環境になると思いますので、お願いいたします。

先日行われた、先ほど小野議員もおっしゃっていましたが、亘理未来づくりの発表会に私も行ってまいりました。発表した児童生徒の皆さんが本当に亘理が大好きという思いを発表している、そういう中で私の中に伝わってきました。そしてもう一つ、震災後に子供たちは大きく変わってきているなと思いました。

亙理のみんなに元気になってもらいたい。亙理の何か役に立ちたいという発表だったような気がします。こういう子供さんがたくさん出てくることが亙理のこれからの未来なのかなとすごく思いますけれども、私は学校、家庭、地域そして行政もしっかりと入ってこういう子供さんを育成していくことがこれからのまちづくりにとても重要なことかなと思いますけれども、ご答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 過日行いました未来づくり発表会、20名の児童生徒、大変すばらしい内容で今後のまちづくりに参考になる意見等も結構あったわけでございます。

子供たちは昨年度から志教育というのをやっております。小学校、中学校、高等学校。ことし1月にその実践発表会を亙理中学校で行ったわけでございますけれども、基本的には学ぶキャンペーンを通してながら挨拶あるいはごみ拾いとかそのようなことをして自分なりの考えをしっかりと持ってそれが将来こういう人間になりたいんだという志を持つような人間ということで志教育に取り組んでいるわけでございますけれども、今ありました35のメニューなんかも情報を各学校に提供しながら、子供たちがそういう仕事、あるいは亙理町の現状などを把握しながら将来の自分の進む道とか、そういうものに大いに寄与してもらえればなと思っていますので、何といっても志教育が大事だと非常に私は思っていますので、これを大事にしてもらいたいと思っています。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 町の宝である子供たちをしっかりと育成していくことが町の明るい未来につながります。人づくりはまちづくり、まちづくりは本当に人をしっかりとつくっていくということが一番大事なことだと思いますので、子供たちがいろんな刺激というか、先生からばかりではなくて役場の方が授業を行ってくれたり、地域の方が出向いてリンゴのお話をしてくださったり、そうすることによって子供たちは本当にもっともっと亙理が好きになってくれると思います。そういう子供たちがしっかりと亙理町に根づいて、亙理に未来ができるのだと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

次に、がん教育について伺います。国民の2人に1人ががんになる時代です。子供たちが命の大切さ、健康のすばらしさを学ぶと同時にがんを正しく理解するがん教育を推進していく必要があると考えますが、ご答弁お願いします。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、多くの国民ががんによって命を落としているという実態を見るにつけて子供たちや保護者に対しても命の大切さ、健康の大切さの認識を強く持っていただきたいと私自身も思っているところでございます。

がんの教育ということで、保健体育の授業の中に小中学校で特に喫煙、たばこの健康に及ぼす害、例えば肺がん、それについて理解できるようにすること。あるいは飲酒、アルコールが健康に及ぼす害ということで胃がんとかあるいは肝臓がんとかそのほかのもあるかと思えますけれども、こういうものについても学習しております。時間的には三、四時間だと思えますけれども、そういうがんに関するような健康保持増進をする上で特に生活習慣病、こういうものを含めながらがん予防の教育というか、そういう学習をしておるわけでございます。

ただ、これは学校だけではなかなかできないと思えますので、やはり保護者にもそのことも十分ご理解いただくということで、啓発活動というか、そういうことも学校と協力しながら取り組んでまいりたいと思っているところであります。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 私も学校に行ってどのくらいがんについて勉強しているのか聞いてまいりました。やはり、今教育長がご答弁してくださったように学習指導要領により保健体育の授業で生活習慣病の予防や喫煙などの害を学ぶときにほかの病気とあわせて紹介をしているという状況でした。ですので、有効ながん教育は実際は余り行われていないという状況かなと私は感じてきました。

文部科学省では、小中高でがんに対する保健教育を2014年から強化する方針を決めました。2012年に定めたがん対策推進基本計画では、がん教育について子供たちが健康と命の大切さを学びみずからの健康を適切に管理し、がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい認識を持つよう教育することを目標に掲げております。そして、がんは6割は完治し、早期がんは9割治るということも子供たちに伝えることも大切でないかと私は考えております。学校教育の中で死ぬということを考え、だから生きることが大切なのだということも子供たちに伝えられるチャンスになると思えます。がんを知ることによって結果的に生きることの大切さを知り、さらにいじめとか自殺という問題にも大きな影響を与えられるのではないかと考えます。

がん予防は生活習慣の改善とがん検診の受診であるといいますが、そのことを親に伝える逆教育にもつながり、がん教育は子供たちが自身の健康の大切さを学ぶと同時に病気の人に対する偏見や差別をなくするための重要な機会になるとも思います。そして、さらにがん検診の向上率にもつながると思います。

2014年、先ほど言いましたけれども、文部科学省では全国の学校でどの程度がん教育が行われているか調査するほか、保健体育の教師などに対してがんへの知識や理解を深める研修も行う方針であります。亘理町においても学校現場での質の高い授業を実現するべきだと思いますが、教育長、どこまで亘理町は文部科学省の方針のもとに今現在行っていますでしょうか。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） がんから命を守る、いわゆる命の大切さ、健康の大切さ、これは非常に重要なことございまして、これは国民的な課題だと思っております。子供だけではない。大人にも非常に重要な課題だと認識しておりますけれども、実は教科書が来年度、小学校ですけれども、全面改訂されます。したがって、文科省で言っていますがん教育、それについての指導内容も大分ふえるのでないかなと思っております。

私は、来週月曜日、美田園に教科書センターというのがございまして、総合教育センター内にあるんですけれども、ちょっと見てきたいなと思っておりますけれども、やはり保健体育の中での子供たちの健康保持増進、命の大切さ、これなども含めて当然その中で命のとうとさということになればいじめ問題にも影響があるわけございまして、その辺なども十分教科書を見てきて、先生方も当然閲覧しますので、その辺なども先生方も共通認識を図るのではないかと思っております。

なお、中学校は来年度改訂されまして、再来年度新しい教科書になります。この辺についても当然中学校の保健体育の内容も文科省の方針でがんに対する正しい認識というか、そういうものの内容がふえるものと思っておりますので、その辺を踏まえて学校側にもいわゆる子供たちの健康あるいは命の大切さ、がん教育を含めて働きかけるようにしてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 今、教科書が改訂されるというお話をいただきましたけれども、がん対策推進計画の中ではがんの教育の現状と課題についてということで、健康につ

いては子供のころから教育することが重要であり、学校でも健康の保持増進と疾病の予防といった観点からがんの予防を含めた健康教育に取り組んでいる。が、しかし、がんそのものやがん患者に対する理解を深める教育は不十分であるとしております。

この計画の中では取り組むべき施策として、子供に対してはがん教育の試行的な取り組みや副読本の作成に地域性を踏まえて参画すべきであるとありますけれども、本町ではがんに対する正しい知識を深めるため、今後小中学生を対象に教科書ではなく補助教材となるようなものを作成する考えはございませんか。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 道徳の中で人命尊重とか命の大切さという8項目がございますけれども、その中に当然がんも含まれているかどうか私は認識しておりませんが、人命尊重とか命の大切さ、健康保持増進、そういうような項目は道徳の学習の時間で学習しております。その中で今お話しされたような本町独自の副読本を作成するかという話がございますけれども、今のところ、そこまでは考えておりませんが、いずれ宮城県の教育委員会等で多分宮城県の実態に応じた副読本をつくる可能性はあると思います。そういうものを参酌しながら、今後本町でできるところがあればやってまいりたいとは思っていますけれども、今のところ作成するという計画はございません。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 先日、県に行って聞いてまいりました。小中学校におけるがん教育を県では出前講座方式で取り組みを行っているということでした。平成25年度は11校行っておりまして、仙南では円田中学校が出前講座を受けているということでした。本年も同じ11校で出前講座を行うということでしたので、ぜひ本町で手を挙げて出前講座を受けてみてはいかがでしょうか。

そして、副読本についても県にお聞きしましたら平成27年度に副読本を作成するという話を聞いてまいりました。平成27年度までというのは若干日にちはありますけれども、その前に県で行う出前講座に手を挙げて小学校、中学校、どちらでも構いませんので、どのような教育をしているのか、1回町でも試行的に行ってはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 貴重な出前講座と思いますけれども、このことについては教育委員会サイドだけでは、受け入れ側の学校側の事情もございますので、その辺は校長・教頭と十分、私からお話ししたいと思いますけれども、やはり学校の実情というものに私は十分配慮してやらなければならないと考えております。非常に授業時数も多くなった中で果たしてそれがとれるかどうか。先ほど言いましたように、出前講座はそのほかにも、キャリア教育とかいっぱいやっているわけでございますので、それに特化したような出前講座を受け入れる余地があるかどうかも学校に聞いてみたいと思います。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 一番最初に申し上げたように2人に1人ががんになります。3人に1人ががんで亡くなるというのが今実態です。私たちの周りでがんで亡くなっている方、本当に多くいらっしゃると思います。子供たちにそのがんを教育することによって親に対してしっかり検診を受けてねと言ったり、がんを患っていらっしゃる方に対しての思いやりとか、そういう部分もきちっと育ってくるのかなと思います。ぜひ、がん教育、町では先進的な部分でほかの市町村よりも先手という部分でしっかりやっていただきたいということを申し上げ、次の質問に入ります。

次は、メタボ対策についてです。メタボシンドロームといいます。お腹周りが男の方は85センチ以上で女の方は90センチ以上、そして3つの項目、血中脂質、血圧、血糖のうち2つ以上の項目に該当する方がメタボと言われております。メタボ予備群と考えられる方はやはりお腹周りは同じなんですけれども、血中脂質、血圧、血糖のうちメタボは2つですけれども、予備群の方は1つに該当するという、そういう方のことを予備群といいます。そのメタボ対策なんですけれども、宮城県は該当者が全国ワースト2位となっております。そこで2点についてお尋ねいたします。

本町は平成24年度特定健診の結果ではメタボの該当者534人、18.5%、予備群419人14.5%となっております。予備群は県の平均を上回っている状況です。本町の健康づくりを推進していく上でメタボ対策は重要なことであり、その取り組みについてお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えいたします。

亘理町においては、メタボ該当者は県平均を下回りますが、メタボ予備群は県平

均を上回っている現状であります。誰もが暮らしやすさを実感できるまちづくりを進めるためにも健康づくりの推進が最も大切なことと思っております。

平成24年度での取り組みは町の保健師と管理栄養士が一緒になりまして特定保健指導としまして、メタボ該当者及び予備群の中で診療を受けていない方を積極的支援者と動機づけ支援者とに分け、集団指導である健診結果説明会の際に保健師及び栄養士を地区担当制をとりながら個別指導を行いました。同時に、健診結果で検査項目の中で受診勧奨値が1つでもある方につきましては重症化予防として保健指導判定値が1つでもある方については発症予防として集団指導と個別指導を保健師と栄養士がそれぞれ対応したところであります。

また、保健師等の指導助言とあわせ、メタボ対策や生活習慣病の予防には食生活の改善や運動の習慣化への取り組みも必要なことから、亘理町食生活改善推進員及び亘理町運動支援地域サポーターの協力をいただきながら、町民の食生活改善及び運動支援を行いました。

平成25年度は、よりきめ細やかな指導助言を行うため、特定健診受診の際に40歳から69歳までの方につきましては受診会場において個別の健康相談を実施し、健診結果説明会では69歳以下の方につきましては発症予防や疾病管理を重点として保健師が指導助言に当たり、70歳以上の方には健診結果と食生活改善を重点とした栄養士からの指導助言を行っており、個別指導への対応として地区担当保健師による適切な治療に結びつけるための助言を生活習慣改善として主に食生活改善について地区担当栄養士が指導助言しております。

重症化予防や発症予防につきましても、健診結果の指導該当項目を絞り込んだ上で年代に合わせた指導助言を行うとともに、メタボ該当者及び予備群の方にも発症予防として積極的に指導助言をしておりますし、食生活改善や運動の習慣化の取り組みにつきましても平成24年までと同様に亘理町食生活改善推進員及び亘理町運動支援地域サポーターのご協力をいただきながら、町民の食生活改善及び運動を行っているところでございます。

また、健やかな生活習慣を幼少期から身につけることは非常に重要な生活習慣病の予防対策やメタボ予防となるため、乳幼児健診等でも年齢に応じた食生活の重要性や運動の必要性について保健指導を実施しているところでございます。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

1 4 番（佐藤アヤ君） 平成23年度の宮城県の市町村の保健師さんの設置状況を見てみますと、亶理町は11人の保健師さんと栄養士さんがいらっしゃるということで健康のほうには9人、福祉部門にはお二人ということで。亶理町の人口で見ますと3,000人に1人の保健師さんということになります。見ますと、県内の保健師さんの設置状況の中でも保健師さん1人で持つ人口は極めて高い状況にあるということになります。

今後、重症化を予防するため、家庭訪問や健康相談、結果説明会などきめ細やかな保健指導を実施していくことには大変厳しいものがあるのかなと考えますが、厚生労働省では特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準に厚生労働大臣が告知して定める外部委託に関する基準を満たしている機関であれば外部委託を選定してもいいとあります。今後、亶理町は外部委託をして特定保健指導をしていくという考えは持っておりませんか。ご答弁お願いいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 今、ご指摘の職員不足につきましては、それをカバーするには外部委託ということもというご意見でございますけれども、それは今後検討の余地があるかと思えます。ただ、何よりやはりメタボの方々につきましては、個人の意識が一番大事なんじゃないかと思えます。したがって、啓蒙の仕方のほうがより優先するのかなという考え方も同時に持ち合わせております。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

1 4 番（佐藤アヤ君） 生活習慣病というのは生活を変えなくちゃならないという、本当に大分厳しい指導になると思います。町の保健師さんが1軒1軒通って大変なお仕事をしていると思いますけれども、そういう中で岩沼市などは外部委託をしているということも聞いております。動機づけとかそういう部分は町の保健師さんがしっかりやっけていただいて、積極的にきちんとその人を何とかメタボから解消しなくちゃならないという方は外部の専門の方をお願いをするというのも、これからのメタボ対策の1つになるのかなと思っておりますけれども、どのように、財政的な部分もあると思いますけれども、先ほど町長も言われたように今後の検討の課題になるのかなと思いますけれども、その上、もう一度何か考えていることがあればご答弁お願いしたいと思います。担当課長、どうでしょうか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 間違いなく、担当課ではその件についても検討しておると思いますので、担当課長から答弁させます。

議 長（安細隆之君） 健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） 生活習慣病等、それぞれの方々は何らかの持病もお持ちである方も多いということがわかっておりますので、今現在といたしましては互理郡医師会の先生方と情報を交換いたしまして、かかっている方々にご相談をしながら保健指導、栄養指導できるよう今取り組みをさせていただいている途中でございます。それらの状況を見ながら、次の問題として外部委託のところを考えていければなど思っておりますので、今しばらくは互理郡医師会との協力体制の構築を目指していきたいと思っておりますのでございます。以上です。

議 長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

1 4 番（佐藤アヤ君） 厚生労働省がことし4月に特定健診でメタボと判定された人でも積極的に保健指導を受けた人は男の方が3割、女の方で4割、脱メタボに成功したと発表しておりました。町でも本当に、今先ほども町長が言われたように食生活改善員さんとか運動をやっていらっしゃる方とか町の医師の方とかしっかりと協力体制を組んで行っていると、そういう話をしておりましたけれども、やはりすぐには解決しない。でも、6カ月ぐらいで何とかメタボを脱出したという公表でしたので、ぜひ1人に焦点を当てるということがこれから大事なかなとすごく思います。そういう部分でメタボは大きな病気につながりますので、メタボをずっと持っている命にかかわる、そういう病気になりますので、ぜひそういう部分で取り組んでいただきたいと思います。

年々町の社会保障費もどんどんふえておまして、少しずつでもいいから縮小していくことが求められていると思います。町民に健康増進の意識と保健指導のさらなる取り組みが必要だと思えます。

受診率や保健指導実施率、そして目標達成度によって後期高齢者の医療制度への財政負担が自治体に対して最大10%内で増減されるというペナルティーも言われております。メタボ健診の受診率が65%以上、メタボ該当者の特定保健指導率45%以上、そしてメタボ該当者を10%減らすということがきちっとしていないとペナルティーがかけられて10%の国からの財政支援がなくなると本当に町として大変だと思

いますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。7月1日からは特定健診が始まります。平成26年度、昨年よりもさらに受診率をアップできますようにしっかりとやっていただきたいと思います。期待しています。

それでは、次の2問目に入ります。小中学校の中で、肥満傾向の児童生徒の実態について本町での食育指導の取り組みが必要だと考えますが、この点についてご答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 児童生徒の件でございますので、教育長より答弁させたいと思います。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、お答えいたします

平成25年度の肥満傾向児、いわゆる標準体重より20%以上の割合、このことについては非常に残念なんですけれども、宮城県、全国平均より上回っているという状況にあります。全国の児童の肥満児の割合は7.2%、宮城県の割合は9.8%に対しまして、本町の児童の肥満児は12.1%となっております。中学生、生徒の肥満児でございますけれども、全国の割合が8.6%、宮城県が12.0%に対しまして本町の割合は13.4%という昨年度の児童生徒の健康診断から算出した数字になっていることでございます。

こうした状況を踏まえ、本町におきましては町内保育所あるいは保育園において保育計画のもとに施設ごとに栄養士が楽しく食べる経験を提供し、基本的なマナーや生活習慣が身につく指導を行っております。また、学校においては給食センターに配属されております栄養教員と栄養士による栄養指導、平成25年度には小学校中心でございますが、延べ26回、各学校を訪問して栄養指導を行っております。

ただ、このことに関しましては先ほどのがん教育と同じように生活習慣病を含めた糖尿病あるいは成人病予防の観点から、やはり学校だけではちょっと対応し切れないのかなど。したがって、家庭に対する啓発活動、これが非常に重要であると考えているところでございます。

特に、本町におきましては肥満傾向児の割合が小学3年生から非常にふえる、伸びが顕著にあらわれております。こうしたことも考慮しながら今後取り組む必要があると考えております。

そういうことで、早速先週6月13日校長会の折に健康推進課の保健師から本町の児童生徒の情報、そしてその情報に基づいて学校として取り組むべきことについてお話をいただきました。なお、本町では第2次互理町食育推進計画の中で肥満児の割合、平成29年度までには10%未満に数値目標を設定しております。今後は教育委員会だけでなく、健康推進課、福祉課と連携を密にしながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 近年、子供の肥満やメタボが話題になっております。見た目が太っているだけでなく、大人と同様に内臓に脂肪がたまり、高血圧や糖尿病などの生活習慣病に加え、動脈硬化になりやすくなっている子供も珍しくないと言われております。また、子供のときの肥満が大人になってからの肥満につながっていくこともわかってきております。

本町では、今後肥満児傾向児と見られる児童生徒に対して大人のメタボ健診と同じような項目で検査をしていくということが必要かと私は考えますが、この点についていかがでしょうか。個人情報とかプライバシーとか、いろんな問題があると考えますが、本当に子供のうちからきちっと対策をとっていないと大人になってからというのがありますので、やはり町でやっていかなくちやならないことなのかなと考えておりますけれども、この点についてご答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 親子ということになりますので、学校の教育現場だけでは対応し切れないということでございますので、町のそういう健診のあり方等について健康推進課の課長からどういう計画なのか答弁させたいと思います。

議長（安細隆之君） 健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） 今、健康推進課の形としては乳幼児健診ということで学校につく前までにつきましては保健師、栄養士が親子ともどもかかわっておりますので、いろいろとお話はできるわけですが、幼稚園、保育所、学校という形になりますと、そこでの教育現場という形になります。

私どもといたしましては保育士なり養護教員と情報交換を密にいたしまして、その子供への対応だけでは多分解消できないと思います。親へのいろいろなアタックが必要になるかと思っておりますので、学校サイドから親御さんの協力をいただきながら

家庭訪問し、解消に向け保健師を家庭訪問させたいと思っているところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 私の今の質問は、肥満児傾向にある子供さんに対して大人のメタボ健診と同じような健診を行ってはどうかと。血糖などそういう具体的な数字が見えてくると親御さんも取り組みがまた違うのかなと思いますけれども、今後そのような考えはございませんか。ご答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） どうしても今町として健康診査をすべきということにつきましては、国からの方針、健康診査のあり方についての基準を示されております。そういうことで実施しておりますので、児童生徒ということになると教育課程の中での取り決め事もあるかと思っておりますので、そこまで町として立ち入るべきなのかどうかは今後教育委員会と協議しながら進めていければと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 北海道の町では、小学校5年生に対して健診を行っているということが載っておりました。例えば、子供がメタボかどうかというチェックってあるんですね。お腹周り割る身長が0.5以上だとメタボが考えられるという、例えば太っている子供さん1人でなくて学校生徒全体の親御さんに対してメタボチェックみたいな、そういうのを出されたらいかがでしょうか。今、町でも大分小学校3年生から太っている子供さんが増加しているという話をいただきましたけれども、どこでチェックをするかというそこら辺、1つの目安としてお腹周り割る身長が0.5ですので、身長の半分以上お腹周りがあると太っているという、メタボに若干近くなっているのかなという1つの目安になりますのでそういうのもメタボリックシンドローム・ネット、小児肥満と小児メタボという、そういう中で掲載されていまして、そういうのを全小中学校の子供さんたちに対してチェックをするという考えは今後、私は必要かと思っておりますけれども、この点についていかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 先ほど、6月末まで毎年健康診断をやっているわけですが、今も一部残っているわけですが、先ほどのようなデータが各個人の健康診断ノート

みたいなのを各学校で準備しておりますので、その結果を全部記入して親御さんに渡しております。

したがって、自分の子供がどの程度の身長で体重なのか。肥満の傾向という計算式もございますので、子供用のやつですね。それで算出すればうちの子供は肥満児なんだあるいは肥満児傾向なんだというのははっきりわかるわけでございますので、そういうことも各学校ではやっておりますので、やはり保護者の意識を変えてもらわないと、子供というのはついつい3年生ぐらいになると行動範囲も広くなりましてお腹もすきます。間食が多くなる。当然太ります。そういうこともやはり含めて家庭教育のあり方なども含めた食生活も含めた啓発活動が当然必要かなと。

なお、栄養士とかあるいは栄養教諭、PTAの行事の中で特に1年生、給食の試食の会がございます。そのとき、栄養士あるいは栄養教諭からこういうものはいっぱい食べさせて、こういうものは避けてくださいよと、親子でのそういう活動をどの小学校でも多分1年生ですけれどもやっておりますので、そういう中でメタボ対策まで含めた対応までやっていければいいのかななんて考えているところです。以上であります。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 学校だけではちょっとだめなのかもしれませんね。例えば、広報にでも載せておばあちゃんたちもおじいちゃんたちも地域の方々みんなで子供の健康についてやはり興味を持っていくとか、体格について知っていくということが大事なことだと思いますので、その点今後の課題としてお願いしたいと思います。

子供の肥満は、やはり程度が進めば精神的にも肉体的にもその子供の負担になるだけでなく7割程度は成人期まで持ち越すとされておりまして。動脈硬化性の疾患や詰まり、脳梗塞や心筋梗塞を発症すると報告されております。子供たちがよい生活習慣を身につけることにより、肥満を解消する力、予防する力を持つことになると考えます。ぜひ家庭、学校、健康推進課としっかり連携しながら肥満対策に取り組んでいただきたいと思いますと申し上げ質問を終わります。

議長（安細隆之君） これをもって佐藤アヤ議員の質問を終結いたします。

次に12番、高野 進議員。登壇。

[12番 高野 進 君 登壇]

12番（高野 進君） 12番、高野 進です。昼も近くなりましたので、要点のみ絞って質

間させていただきます。2つ質問いたします。

1つ目、災害義援金の支給についてであります。災害義援金は3月末で町の受付残が578万円であります。日赤と県受付分は1億6,178万5,000円が当町に示されております。これは3月末時点であります。この件について次の点を伺います。

質問のものは、平成25年9月定例会一般質問の際に当局答弁では9月支給残とその後の義援金はことし3月末締め後に支給するとなっております。それで、いつ支給するのか。盆の線香代等に間に合うように、せめて支給されてはいかがですかということでございます。ご答弁願います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えいたします。昨年は宮城県災害義援金配分委員会が平成25年8月5日亘理町災害義援金配分委員会が9月18日に開催され、人的被害、住家被害、震災孤児、約3,500人に対し9月27日と30日に宮城県と町を合わせまして約2億円を支給しております。本年度は県の配分委員会開催がことし7月下旬ごろ予定されておりますので、日赤と県受付分については昨年度と同じころになると思われまので、町の受付分についても町義援金配分委員会に諮った上で同時期に支給したいと考えております。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 確認します。県の配分委員会は7月下旬、それと並行してといたしますか、町の配分委員会も開きたい。そこで決めて去年と同じような時期に支給したいということで、9月下旬になるのかなど。それで承っておきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） そのように考えております。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） そうすると、2点目の支給対象者と支給金額は当然これからになると思えます。この件は終わりにしまして、次に行きます。

2つ目。役場庁舎の移転についてであります。今回の町長選挙で役場庁舎の移転構想が争点の1つになりました。選挙公報やはがき等に齋藤新町長の考えが掲載されておりました。そこで役場庁舎の移転について質問をいたします。

まず、東日本大震災で町内における世帯や人口の分布が大きく変化しました。私

の調べでは震災前に比べて、震災後、4月30日現在で結構です。世帯数は仮設を除いて南は南町から北は新井町までの旧道、6号線沿いで世帯は割合でいきますと27%から3%ふえて約30%になっております。この狭いエリアです。人口でございますけれども、それも震災前に比べて23%から3ポイント上がって26%になっております。そこでこの変化を踏まえてJR互理駅東の公共ゾーン予定地について町長はどう考えるのか。お聞かせください。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えしたいと思います。初めに、争点とおっしゃいましたが、私は争点とは意識していませんでした。そのことをまず申し上げておきたいと思いません。

高野議員もご承知のとおり、役場庁舎建設予定地については平成8年度からスタートした第3次互理町総合発展計画において公共ゾーンの整備や複合的調査の検討、用地取得事業に取り組むことが明記され、平成8年に互理町公共ゾーン検討委員会を設置し、工事の検討を重ね、町の中心部である現在のJR互理駅東側を選定いたしました。その後、平成13年に互理町公共ゾーン基本構想及び基本計画を策定するとともに、平成18年度から第4次互理町総合発展計画において全町をサービスエリアとする新しい行政拠点として、町の財政状況を踏まえ住民の理解を得ながら計画的に保健福祉センター、役場庁舎、学校給食センター、町民会館、町民体育館の整備を進める方針とし、これまで盛り土工事や周辺のアkses道路の整備を進めてまいりました。

用地取得については、国県と協議し、逢隈西部地区圃場整備事業の中で非農用地創設換地という手法で役場庁舎等の公共施設用地として取得することを条件に許可を受け、圃場整備計画区域内の方々を初め公共ゾーン底地の地権者の方々の理解とご協力をいただいて、用地を取得した経緯があります。

したがいまして、公共ゾーンの位置とその施設の内容について、町議会等の承認を得た上、町の最上位計画である第4次互理町総合発展計画については議決を得て整備が進められていること。また、さきに申し上げましたとおり、用地取得に当たっては圃場整備事業の中で公共施設用地として利用する条件で許可を受けていることに加え、地権者の方々にも役場庁舎等の建設用地であればということでご理解とご協力をいただいている観点から、現在の位置に役場庁舎建設を進めてまいりたい

と考えております。

また、高野議員がおっしゃるように、東日本大震災の影響で町内の人口分布が変化しているとは私も十分に認識しておりますが、近年社会情勢や産業構造、流通の変化等に伴ってＪＲ亘理駅東側へ新たな市街地形成が進んできており、公共ゾーンは亘理、荒浜、吉田、逢隈地区の中心の位置にあることから最適の場所と思っております。今後、亘理駅西側の部分、現在の役場庁舎やその周辺の都市計画、いわゆる市街地活性化について住民の方々の意見を聞きながら公共ゾーンへの役場庁舎建設とあわせて検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 高野 進議員。

1 2 番（高野 進君） 公共ゾーンへの役場庁舎建設等のいきさつ、考えを伺いました。まとめてみますと、亘理駅東側の公共ゾーンは役場庁舎として適地であるということが一点目。それから市街地活性化について、先ほど結びの最後のご答弁ですが、住民の意見を聞きながら、いわゆるＪＲ亘理駅の西のことを言っていると思うんです。住民の意見を聞きながら役場庁舎建設とあわせて検討したい、こういうことを踏まえて、3点質問をいたします。1問1答で当然ながらいきます。

まず、1点目。現庁舎跡地に支所を配置するのかどうかということで質問いたします。ご返答願います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 支所ということですがけれども、現在交流センターという呼び名で言っていると思いますけれども、そのことにつきましてはやはり住民の利便性という観点から先ほど申し上げたように役場庁舎移転ということに並行して皆さんとお話し合いをしていくということで考えております。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 高野 進議員。

1 2 番（高野 進君） 考えておるということでコミュニティーセンター、具体的には構想ということになっていないということによろしゅうございますか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 今のところは全くの白紙でございます。

議 長（安細隆之君） 高野 進議員。

1 2 番（高野 進君） ＪＲ亘理駅西側の方々、いわゆる公共ゾーン、駅東ですね。新庁舎、先々のことだと思えますけれども、アクセス、近づく方法をお伺いしたいと思いま

す。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） アクセス道路については、何本かあろうかと思えますけれども、南から言いますと一番南は台田線を通りまして亙理浜吉田線に出ますね。それから、次の場合は亀谷さん、今上浜街道ございますね。災害公営住宅をつくっていますけれども、いわゆる柴街道ですね。あそこからの接続もありますね。あの道路はやがて亙理浜吉田と接続するというか公共ゾーンに真っすぐというか南北の道路が整備される予定になっていますね。あとは今現在の大動脈というか、跨線橋を通じた道路。さらには北側になりますと悠里道路になりますか。私なんかは小さい車ですから、図書館の北のほうをよく利用させていただいていますけれども、一般的には悠里道路になろうかと。そのように思っております。

議 長（安細隆之君） 高野 進議員。

1 2 番（高野 進君） 新たに跨線橋、陸橋といいますか、あるいは地下道も考えられますが、現時点でいかがですか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 極めて理想的な発想ですし、構想だと思えますけれども、巨大な予算が伴うことなものですから、私も岩沼市あるいは名取市も見ていますけれども、あれが出ることによって極めて利便性というか交通のつながりもよくなりますけれども、これはやはり財政を見ながらということになろうかと思えます。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 高野 進議員。

1 2 番（高野 進君） 質問の結びになります。3点目。JR西側、駅から西の空洞化対策、役場庁舎がなくなれば人の交流が少なくなります。空洞化対策イコール中心市街地の活性化策でございますが、これをお伺いしたいと思います。ご答弁願います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 空洞化という一つの考え方については、多少議員さんと私の考え方は違うと思えますけれども、今から25年前に五日町商店街でもって県の予算で早稲田大学のご協力をえて五日町にある中心商店街を含めてどうしようかという議論をしたことがあります。そのときの結論を申しますと、商店街の意識としてはここは閑静な住宅街になるだろうという予測を当時立てました。25年前ですね。事実今そ

のような形になっているかと思えます。

亙理町のいわゆる旧市街地というか、今までの亙理地区の市街地は今から400年前の成実公の城下、町割りのまま来ているかなという意識をしています。その前の段階は議員さん御存じのとおり亙理の小堤城から発しているわけでございます。その伊達成実入府ということで今のこの町割りができたわけですがけれども、当然、時代の変化によりまして、流通の変化もありますし、経済の変化もありますから、当然町割りは変わってくるんじゃないかなと、そういった観点から旧市街地のあり方、特に活性化というよりも住んでいる方々の利便性の確保をどうするかという観点から今後は議論すべきじゃないかという考えを持っております。以上であります。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 町長、冒頭に住民の方々の意見を聞きながら役場庁舎建設とあわせて検討したい。いわゆる空洞化対策、市街地活性化対策ということ。現在でも商店街活性化事業として御存じのようにトコトン商人祭り、五日町、中町で開催されております。また、空き店舗活用推進事業等をやってまいりました。

しかし、地域は私から見ると廃れつつあります。特に、昔から生業というよりもなりわいとして商店をお持ちの方々にとっては空洞化は深刻な問題であります。そこで、私の考え方を申し述べたいと思えます。参考にさせていただきたい。

中央児童センターの隣地にサッカー場、運動場がございますが、そこにコミュニティーセンターといいますか、役場支所を設置されたらどうかということがございます。そこに高齢者の集う場所にもなるでしょうということ。空洞化対策にもなるという、送迎のために人がきますから。また、高齢の方が来るならば近くに医院、クリニックがございます。非常に好都合であります。さらに、当初といいますか、空洞化対策ですが、コミュニティーセンター、そういうことでこちらを利用したらどうかということがございます。これについて、どうでしょう、今の時点で、お考えはいかがでしょう。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 先ほども申し上げましたように今のところまだその議論というのはしていないわけですが、やがて第5次総合発展計画の事業も着手するわけがございますし、そういう中で検討すべきじゃないかなと思えます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 質問の結びになります。ぜひ、住民の要望、意見を聞きながら検討の経過を先ほど町長申されました再来年から始まる亙理町第5次総合発展計画の中に盛り込まれることを期待して質問を終わります。

議長（安細隆之君） これをもって高野 進議員の質問を終結いたします。

次に、17番。佐藤 實議員、登壇。

〔17番 佐藤 實君 登壇〕

17番（佐藤 實君） 17番、佐藤 實でございます。私は1問2点について質問申し上げます。

なお、質問の初めに、過日の選挙で町長ご当選おめでとうございます。町民の負託に応えるためにも健康管理に十分注意をされて町政に携わっていただきたいと思っております。なお、我々も任期余すところ来年11月まででございますが、町民のためになることがあれば同時進行していきたいと思っておりますので、よろしく指導方お願い申し上げます。質問に入らせていただきます。

1問目。復興事業における懸案事項について。1点。災害公営住宅の建設や防災集団移転促進事業など、被災された方々を支援するための事業が進められているが、阿武隈川沿いに形成されていた旧1丁目から4丁目までの市街地は堤防の復旧及び県道の拡幅により宅地が狭くなり、そのままでは住宅の建設が難しくなっており現地での生活再建を希望する被災者には大きな支障となっております。

国や県の災害対策事業に協力しながら、現地においての再建を希望する被災者に対して何らかの支援が必要であると思うが、このことについて当局の考えを伺います。

また、これらの事業により宅地として使用することができなくなり空き地となっている土地の有効活用についての方策は考えておるのかどうか。

そして、荒浜地区における災害危険区域に関する整備計画は現在策定中であると伺っておりますが、荒浜地区での災害危険区域外の市街地等のまちづくり、つまりは土地利用計画や実施計画について早急に検討するべきであると考えているが、当局の考えをお伺いします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） まずもって、佐藤議員の激励のお言葉ありがとうございました。

それでは、お答えしたいと思います。現在、荒浜地域では海岸防潮堤を初め、各

種の復旧、復興事業が盛んに進められているところでございます。そのうち、阿武隈川沿いの地区においては国が河川堤防の災害復旧工事を、県が県道荒浜港今泉線の拡幅工事を実施しており、工事に必要な用地の取得業務は国が主体となり、それに県と町が協力して実施しております。

河川堤防につきましては、今後の大規模な災害に備えるため、粘り強い構造とし、県道荒浜港今泉線についても荒浜地域から避難する際の主要な道路として拡幅し、復旧するものであり、亘理町といたしましても荒浜地域に再建される皆様の安全を確保し、かつての大変にぎわいのあった荒浜を復活させるためにも必要な工事であると認識しております。

先祖代々守り伝えた貴重な財産をご提供いただくばかりでなく、住みなれた土地を離れることを余儀なくされた方々も多くいらっしゃる、用地提供にご協力をいただく住民の皆様に対しましてこの場をおかりして深く感謝を申し上げますところであり、

さて、議員ご指摘のとおり工事に必要な事業用地のうち、災害危険区域を除く旧荒浜1丁目から4丁目の皆様の土地に関しましては残地の面積が著しく減少することから、現地での住宅再建を希望されても後に残された土地だけで住宅を再建することは大変難しい状況にあると理解しております。

町では、これまで国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所や宮城県仙台土木事務所と連携し、地区の事業説明会や個別の用地交渉に同行するなど、その進捗状況について情報収集するとともに、地権者や地区の方々からご質問やご要望をお聞きし、町が実施すべき点につきましては誠意を持って対応させていただいております。

しかしながら、再建方法については交渉内容を踏まえ、最終的に地権者が判断し決定するものであり、公共事業に伴う用地買収の補償内容は決定された再建方法に基づき用地補償基準に沿って事業主体、いわゆる本件の場合は国でございますけれども、国が決定し、実施するものでございますので、町が関与することは難しい状況であります。

次に、災害危険区域に指定した荒浜地区の復旧・復興については、亘理町全体のまちづくりにとっても大きな影響を持ち、最重要課題の1つと考えております。また、危険区域外の荒浜地区の土地利用計画も災害復旧にとどまらず亘理町の将来像

を描いていく上で大事な要素であります。本来、新総合発展計画、都市計画マスタープラン等の作成及び町全体の土地利用計画策定を経て、これに基づき用途地域の変更や種々の既決定の都市計画等の変更をすべきですが、既に各所管課で復興関連事業を進めており、事業の進捗状況から開発許可及び建築計画が急がれており、国の復興予算執行との関連を考慮し、まずは災害危険区域に対する土地利用の考え方を確定することが先決と考えております。

したがって、災害危険区域については早急に防災集団移転促進事業跡地を含め、土地利用計画を策定し、他に先行し用途地域の変更や農振農用地の見直し等を進めます。それ以外の区域も順次作業を進めていきますが、その中で災害危険区域以外の荒浜地区については荒浜小学校南側の町道鳥屋崎3丁目線の拡幅整備やその周辺に荒浜保育所、荒浜児童館、荒浜小学校プールの建設を予定しております。

また、避難道路として、荒浜大通線、荒浜江下線の整備や防災集団移転先の中野団地周辺道路の改良工事、鳥の海湾緩衝緑地整備を計画しております。これらの事業は災害危険区域内の整備と同時並行して行うことによって、安全安心の相乗効果を生み出すと考えられます。

全ての事業や各種の計画策定は限られた予算、体制の中、優先順位をつけて執行せざるを得ませんが、今後とも与えられた状況の中で最善を目指し努力してまいりたいと存じます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） 今答弁いただきました。この答弁の内容に従って再質問をしていきたいと思っております。

荒浜地区河川堤防の災害復旧工事、これに関しては一応国と県、県道が入っているということであるから、県の関与、町としてはそれを側面から支援という形でやっていくということなので、私はあえてこれを追求しません。国と県がいろいろ進めていっている中で町が必要であれば町民の方々に支援をしてもらおう、そう思っております。

続いて、今言われた町道鳥屋崎3丁目線のかいわい、現在の阿武隈区でございますが、この点については家を解体して空き地になっております。今町長が答弁されました内容によりますと個人の持ち物という土地柄で、それに対しては関与する余地がありませんという答え、前任の斎藤前町長もそう申されておりました。私はそ

れを了解して質問しているわけですが、確かに危険区域内の方々に対しては手厚いいろいろな補償あるいは大変土地を離れなきゃならないという立場から、そういう言葉を使ってはいけないと思いますけれども、しかしそれを言わないとその3丁目、4丁目、そして2丁目、1丁目は大体今80軒ぐらい戻りつつあるという話を聞いております。しかし、現在1丁目を外した2丁目には11から15軒ぐらしかありません。その中に入っているのは11軒ぐらしかないかな。一応きのう調べてきた結果なんですけれども、空き家が2軒、3軒ほどございます。この方々は戻ってくるような話を言っておりました。そういうことを踏まえながら3丁目には今3軒住んでおります。4丁目には4軒ありますけれども、その4軒の中には1軒が今新築中という、先週日曜日かな、建前をして今建てております。

そういう中でいろいろ補償問題どうのこうのというよりも町が関知する余地がないというよりもむしろその空き地を今後どういうふうにするのか。一応その点について、個人のものだからじゃなくて、町が計画持ってやるのであれば、その計画の内容をお示し願いたいと思います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 現状の考え方を申し上げたいと思いますけれども、当該地区である1丁目から4丁目までの区域につきましては、さきに答弁いたしましたとおり町道鳥屋崎3丁目線の拡幅整備を進めていくもののほかに、荒浜保育所、児童館、荒浜小学校プールの建設など順次この地域の核となる公共施設を整備してまいります。

議員ご質問の民有地については、ただいま申し上げた周辺の公共施設の整備状況によりこれから変化していくものと考えております。現在のところ、災害危険区域内の整備を優先させ、その状況を見きわめて当該地域の復興を進めていくべきと考えておりますので、地権者等地域住民の意向調査についても同様に行うべきと考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） 早々にそういう荒浜保育所、児童館、今回の6月議会で議案審議されますので、その点については了解いたしております。

その中でも特に避難道路、要するに荒浜地区住民の安全対策、避難道路整備なくしては安全対策はないと私はそのように個人的に考えているわけですが、一応その点についてはいろいろ先ほど答弁された中で限られた予算、そういう体制

の中で優先順位の格付をして進めていきたいという答弁をいただいております。その点について、格付というとみんなが重要な道になるのかと思いますけれども、町長はどのように考えているのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 佐藤議員ご指摘の荒浜地区住民の安全対策は私も避難道路の整備なくしては安全対策はないと考えております。今後とも、地域住民の方のご理解とご協力をいただきながら避難道路の整備を進めていきたいと思っております。

なお、現在の避難道路の進捗状況につきましては、担当の都市建設課長から答弁させたいと思っております。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） それでは、私から荒浜地区の避難道路の整備状況について説明申し上げます。

避難道路として整備する荒浜地区の荒浜大通線及び荒浜江下線については、現在測量調査設計が終了いたしまして、秋ごろから用地買収が行えるのではないかとこの状況でございます。地権者の協力をいただいた上で工事に着手したいと考えております。また、建物等の移転についてご協力をいただく方には事前に説明を行い、おおむね補償契約に対するご理解をいただいている状況でございます。

さらに、国土交通省の河川堤防の事業とあわせて整備する県道荒浜港今泉線については建物補償及び用地取得が終了した場所から、下流側からになりますけれども、工事を行うということの連絡を受けているという状況でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） 私も、地元でございますので、堤防等の進捗状況は十二分に把握して、今2丁目地区ですか。なかなかいろいろ交渉、難航しておった方々が今協力に向けて徐々に後ろ前の方々と話し合いをしながら土地を譲ってもらうなりあるいは交渉してその裏側に、水路の隔壁をつくってそこに盛り土をしてうちを建てようという準備中であります。その方々、2軒ほどございます。そういう方々も徐々にではありますけれども国のあるいは県の、そして町の支援によっていろいろ前向きに検討して進んでおるのかなと、少々安堵しておるところでございます。これからもいろいろ側面から応援をしてやって、町としてのいろいろな施策にも順調に進むように進んでいっていただきたいと思っております。

その中で、今最後のほうに答弁されておりました中野団地道路整備、団地造成と同時に道路は改善されつつあります。結構立派な道路になっております。区画も立派にできております。

しかし、最後のほうでお答えいただいた鳥の海湾緩衝緑地計画ということで、それも同時に進行したいとお答えいただきましたけれども、なかなか県道の荒浜港今泉線がはっきり二線堤あるいはその中までは来ているんだけれども、胸壁になるのかという湾岸のどこの荒浜地区側、あの辺のところの今後の内容等スケジュール、そして議会、町民に対しての説明はいつごろになるか。その点お答え願いたいと思います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 議員ご指摘の港町周辺の鳥の海湾緩衝緑地整備につきましては宮城県が災害復旧事業としてT P 3.6メートルで事業を計画しておりますが、亶理町では震災復興計画に基づきT P 5.0メートルで整備実施することになっております。現在、県側とこの件について協議を進めているところであります。

構造や費用負担の方法等についても協議を行っている状況にあり、今後のスケジュールについては協議が調い次第、先ほどご質問がありましたように議会並びに町民の皆様方に説明してまいりたい、このように思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） いろいろと前からこの点については質問あるいは担当課に行ってお話をお聞きしておりますが、その点について、先ほど来答弁でも答えられているように優先順位の格付に絡んでくるのかなど、そういう思いもしながら限られた予算、そしてそういう体制を整えるには予算執行するための予算づけが難しいというのが現状であろうかと思っておりますので、その点も絡めて町長もそういう国との働き、そして県に申し伝え、そして町としての方向づけを早々にご回答いただければ町民として安心して住んでおられているようになると思っておりますので、その点を進めていただきたいと思います。

それでは、2点目について質問いたします。平成26年度当初予算において新総合発展計画及び国土利用計画策定業務委託料、都市計画マスタープラン作成業務委託料、都市計画区域変更書類作成業務委託料が計上されておりました。これらの予算は用途地域の見直しや町全体の土地利用計画を策定するための予算であると思いま

すが、同時に農振農用地の見直しも早く行って震災後のまちづくりのビジョンをできるだけ早く町民に示すべきであり、これらの計画を早急に策定することにより、まだ再建を決めかねている被災者に対しても有効であると考えますが、当局の考えをお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えいたします。現在、第4次亶理町総合発展計画並びに第4次亶理町国土利用計画の期間が平成27年度をもって終了することから、次期両計画について本町の現状と町の取り巻く環境、策定体制、スケジュール等の調整を進めているところであります。

平成26年度においては、現計画の実施状況を精査し、アンケートによる町民意向調査等によりニーズを把握しながら総合発展計画審議会による審議を始めてまいります。また、平成27年度には引き続き審議会を開催し、素案ができた段階で住民説明会等で意見交換を行いながら町議会の議決を経て策定していきたいと考えております。

この両計画については、市町村におけるまちづくりの最も基本となる計画であり、その地域における行財政運営の長期的な指針となり、町政運営の基本となる計画であります。本町の特性や課題、そして時代の流れなどを的確に見きわめながら将来、亶理町をどのような町にしていくのか、またそのためにはどのような手法で取り組んでいくのかなど、住民ニーズの把握に努めながら総合的、体系的に取りまとめ、特に東日本大震災を踏まえ作成していきたいと考えております。

そのようなことから、両計画策定事業については、東日本大震災後の本町のまちづくりにとって非常に重要な位置づけになると考えております。特に、国土利用計画については、本町全域における国土に関し、土地の有効利用と無秩序な開発の抑制について必要な事項を定めるもので、本町全域の土地利用の指針を示すものであります。

東日本大震災以降、本町の土地利用は大きく変わっておりますので、現状の土地利用を整理、分析するとともに、将来の土地利用が有効に図られるよう策定事業を進めてまいります。

また、都市計画マスタープランや用途地域の見直し、またご質問の農振農用地の見直しを含め、農業振興計画の見直し、策定についても両計画と関連がありますの

で、同時並行で検討していきたいと考えております。

それぞれの計画について庁舎内でしっかり検討を重ね、関係機関や関係団体との意見調整を踏まえるとともに、住民アンケート調査や地区説明会等を行いたいと考えております。町民の皆さんに、互理の元気を取り戻し、さらなる発展になる計画にしなければならないと思っておりますので、議員各位のご理解を切にお願いするところであります。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） 今、わかりやすくご回答いただきました。その中で1つ、2点ほどありますので、ちょっとお尋ねいたします。平成26年度当初予算で私読み上げましたけれども、委託料として国土利用計画には1,000万円、都市計画総務費で都市計画マスタープラン作成業務委託料で160万円、区画変更書類業務委託料200万円、予算計上しております。その中で、いろいろ高いとか安いとかじゃなくてそれを使っているいろいろ今年度のそういうマスタープランとかの計画をされるわけですが、それを受けても今後震災を受けて、今までは総合発展計画、第4次国土利用計画の期間がやってきました。それで平成27年度では終了されるわけですが、

その中で5次に向けて計画しなきゃならないというのも現状であるかと思いますが、今までの4次から5次に移る転換のときは意外と前の年にできなかったものを順次送るみたいな形でやってきたけれども、今回は震災があったために一から出直ししなきゃならない計画内容もあろうかと思えます。そのときに、いろいろ調整したりなんだりしなきゃならないんですけれども、その点今後どのような計画を持っていくのか。5次計画に向けての先の話ですからいいですけれども、今回4次計画が終わるという段階で、ただ終わるんじゃなくてそれを前向きというよりもそれに合わせた進め方というのものもあるかと思いますが、町長のもしそういう思案があれば説明お願いしたいと思えます。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） お答えいたします。各種施策等については、第4次総合発展計画に登載された計画期間が終了する平成27年度までの事業を推進してまいりますが、今後各事業の進捗状況を調査し、期間終了まで完了しない事業については震災の影響などによる土地利用等それぞれの内容を考慮しながら実施年度や事業年度も含め総合発展計画審議会等で協議し、次期計画に反映していきたい、そのように思ってお

ります。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） 大体は構想的にわかりました。その中で、くどいようでございますが、今後の町の計画というのが最終的にはどうなるのか、それを見て検討ということで今お答えいただきましたけれども、もしそれに対して構想などあればお教え願いたいと思います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 大変基本的なことになるかと思うんですけれども、まずもって、東日本大震災からの早期復興によるまちづくりが最重要課題と認識しております。その上で、互理町震災復興計画と整合性を図りながら次期国土利用計画及び第5次総合発展計画において本町の目指す将来像に向けた政策を推進していけるような基本的な方針を定めてまいりたい、このように思っております。以上でございます。

17番（佐藤 實君） 以上をもって私の質問を終わります。

議長（安細隆之君） これをもって佐藤 實議員の質問を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の一般質問は通告5番までとし、通告6番からの一般質問はあす行うこととし、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、残りの一般質問はあす午前9時から継続することにいたしました。

本日はこれで延会いたします。

ご苦労さまでした。

午後0時24分 延会

上記会議の経過は、事務局長 丸 子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 安 細 隆 之

署 名 議 員 佐 藤 ア ヤ

署 名 議 員 高 橋 晃